

第十九回 参議院文部委員会會議録第二十二号

昭和二十九年四月十六日(金曜日)午前
十時四十三分開会

委員の異動
本日委員石川清一君辭任につき、その
補欠として、松原一彦君を議長におい
て指名した。

出席者は左の通り。

委員長 川村 松助君
理事 加賀山之雄君
荒木正三郎君
相馬 助治君

委員 雨森 常夫君
木村 守江君
田中 啓一君
高橋 徹君
中川 幸平君
吉田 萬次君
杉山 昌作君
高橋 道男君
岡 三郎君
高田なほ子君
永井純一郎君
松原 一彦君
長谷部ひろ君
野本 品吉君
須藤 五郎君
松原 一彦君

委員外議員 松原 一彦君
政府委員 文部大臣 大達 茂雄君
文部次官 福井 勇君

文部省初等中
等教育局長 緒方 信一君
事務局側
常任委員 竹内 敏夫君
会専門員 工樂 英司君
常任委員 会専門員

本日の會議に付した事件
○義務教育諸学校における教育の政治
的中立の確保に関する法律案(内閣
提出、衆議院送付)
○教育公務員特例法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(川村松助君) 只今から文部
委員会を開会いたします。

教育公務員特例法の一部を改正する
法律案、義務教育諸学校における教育
の政治的中立確保に関する法律案、以
上二案件について御質疑を願います。
○委員外議員(松原一彦君) 委員長に
お願いいたします。私は一月以来病気でこ
の委員会を欠席しておりますが、四月
の下旬に辛うじて出て参りましたが、
まだ病中でございますので息が切れま
すから、座つたままで質問をすること
を……。

○委員長(川村松助君) 只今松原さん
からの御要望もありませんが、この際念
のために申し上げます。松原さんはまだ
正式の文部委員になつておられません
が、今日の議運で……。

○松本孝弘君 議運でもうやつたと思
います。
○委員長(川村松助君) 今進行中であ
りますから御了解願いたいと思いま

す。(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○委員外議員(松原一彦君) 従つて、
文部大臣も一つ懇談の意味で、四角張
らないで、どうぞ座つたままでお答え
をお願いいたします。

私は先ず私のこの法案に対する態度
を申し上げておきたいのですが、それは
現行憲法を維持する民主的自由主義者
として、私は各方面の意見を重んじつ
つ最後の結論をつけたと思う。大局
から申せば私はこの法案には反対であ
ります。併し、どうしても必要である
というところが納得できればその意見を
も尊重して最後の結論を考えてみたい
と思ひます。政進党は一応衆議院にお
いて三派協定の案が出ておりますが、
その後における情勢の変化もあり、な
お党としては参議院においては若干の
考え方の異同を認めるといふことに
なつておりますので、最高の結論を得
たいと思つてお尋ねをするのでありま
す。

第一に、文相にお尋ねをしますが、
国政上文教の地位をどういふふうによ
覧になりますか。戦前の日本の文教の
地位、又戦後における現在の教育上の
地位、これに対する文部大臣の率直な
御意見を承りたいのであります。

○国務大臣(大達茂雄君) 戦後におけ
る国政上の文教の地位をどう見ておる
かといふことであります。只今お述べ
になりましたように、戦後新しい憲
法が制定されました。そこに明らか
に打出されておるように、民主主義に
基く文化国家の建設、こういうことが

旗印とし又目標となつておるのであり
まして、我が国の文教がこれを目指し
てその方向に向つて推進せられなけれ
ばならぬ。その意味におきまして戦前
と面目を一新したそういう気持で文教
施策が進められなければならない、か
ように思つております。

○松原一彦君 私はかように思うので
あります。戦前における日本の文部
省の所管する文教の地位は非常に低か
つたように思うのであります。文部大
臣になる人はいつでも伴食だと言われ
ておつた。文部省には利権もなく、最
後に文部大臣が選ばれるので、いつで
も伴食として低く扱われておつた。国
政全体から見るといふと、一番大事な
文教が下積みになつておつたという私
どもには遺憾があつて、常にこれを歎
いておつたのであります。従つて大き
く義務教育とか、その国は文教によつ
て興ると言ひながらも、文部省が国政
上において、国の政の上から權威を失
つておつた。それで教員の待遇等も非
常に低く、文教が振興しないのをまあ
私もは歎いておつたのであります。

本来国の政治は一片の事務ではない
ので、政治そのものが民族国家におい
ては民族の理想を進展する一つの教育
でなくちやならぬと思う。同時にこの
教育によつて政治を行ひ、政治によつ
て国民をおのずから訓練して行く。こ
こに無限の進展があると私は思つてい
るのであります。国政の中における
教育の地位は最も大きなその民族国家
が成長するところの主導力ではなくては

ならないと思う、理想の展開でなくて
はならぬ、かように思つております
が、文部大臣はこれに対してはどうい
うふうにお考えでございませうか。

○国務大臣(大達茂雄君) 戦前とい
いますか、終戦前において文部省の国
政上における地位は比較的軽いように
世間でも見ておつたというふうなお話
であります。成るほどそういうふう
に見ておつた人々もあつたように私も
思ひます。ただ戦前であると戦後たる
とを問はず、文教というものが国政の
基本であり、又日本の将来というが国
家の基礎になるものである、その点に
おいては今も昔も変わりはないと思ひ
てあります。ただ他の国政においても
そうであるけれども、特にこの文教方
面におきましては、これが始終その時
とその場合によつて變つて来るとか或
いは動搖するとかいふ点が非常に少
い、これは当然必要なことでありま
して、文教政策は長い先を見ながら一貫
した考え方の下に進められなければな
らん、こういうことは国政の他の部門
に比べて特にそういうことが言ひ得る
のではないかと、従つて一旦打立てられ
た文教の基本政策というものがその時
その場合、そのいろ／＼な事情に應じ
て變るといふことでない、従つて普通
の場合をちよつと見ますといふと、如
何にもそれが事務化してしまつて變化
に乏しいといふことはあり得たと思ひ
てあります。これが比較的各省とい
うものが平凡といひますか、變化が
ない、その時その時によつていゝゆる

非常な大きな目立つた政策をとつたり、又文部大臣が非常な手腕を振うとかいうようなことがないという一つの私原因であつて、決してそのことは文教というものが国政の上に占める基本的な地位がむしろそう然しめるものであつて、これが国政の上において比重が軽いということはないものと私は思うのであります。その点におきましては戦後における文教についてもやはり同様に言ひ得ることである。ただ戦前の場合と非常に違ふことは、明治の初めにおいて打立てられた文教の基本的方針というものが、大東亞戦争の後からいふ／＼な点で歪曲せられた点があつたように私も思うのであります。とにかく明治、大正、昭和を通じて私から申し上げる最終一貫した力強い線で推し進められて来た。ところが終戦後においてはやはりこの文教の基本政策といひますか、国家の時勢の進展に及び、又いふ／＼な点からして国の目指すところがおのずから違つて来たのでありますから、文教の施策がそれに即応する態勢をとらざるを得ない、ただ明治、大正、昭和を通じて一貫して流れて来たというふうな、先ずその安定した状態に達してないものである。今日憲法或いは教育基本法において我が国文教の目指すところは明示せられておるのでありますけれども、併し文教の実際がその方向に向つて確実な軌道に乗つて進みつつあるものとは必ずしも言えない、未だ草創の時代であり、見ようによつては不安定混沌の状態を呈しておる、こういうふうに見得るのである。その限りにおいては文部省として今日国家将来の文教の基本作り上げる時期でありますので、

その限りにおいて文部省の任務も非常に重いと申すのであります。今日思想の混乱或いは思想の不安定、いろいろの原因からして文教に及ぼす影響は極めて大きいのである。私どもは憲法並びに基本法の示すところに従つて今において日本の文教の基本を確立し、それをしてこれを行政面の上において軌道に乗せるということを考えなければならぬ。今日の二法案のごときのもやは、この見地から、国家将来の文教の基礎を確立するといふふうに御覧になつて頂いて結構であると思ひます。

○松原一彦君 只今のお話をこういうふうにとつていいでしょうか、戦前戦後を通じて政治の上におけるその国の教育というものの地位は根本的の要件をなすものであつて、この盛衰がその国の盛衰に大きな影響を及ぼす、文部大臣はその意味において新時代の新しい憲法に基いて教育の基本を固めて行く、こういうふうにとつてよろしいございませうか。

○国務大臣(大達茂雄君) そういう意味でございます。

○松原一彦君 ただ、今お話の中に明治、大正、昭和を通じて一貫したる方針があるかのようなお話でございまして、それはどういふ意味でございませうか。一貫したるものをどこにお置きになつておるのでございませうか。

○国務大臣(大達茂雄君) 私は具体的に詳細なことは存じませんが、私は明治の何年でありませうか、初頭において打立てられた日本の教育制度、又その精神とする教育方針、こういうものはやはり基本的な変革されることなくしてずっと少くとも昭和の初めまで続い

て来たものであると、こういうふうにして思つております。

○松原一彦君 ちよつとそこが私は文相のお考えが不明なのであります。明治、大正を通じて一貫したる日本の教育の方針は教育勅語であります。これは御承知の通りであります。これは天皇親権時代の日本の教育の方針であつて、私はこれはもう今根本的に覆れておる、一貫しておらない、今度の戦争によつて国が君主国家でなくして純然たる民主主義の国になつたのでありますから、若し戦前のこの方針を一貫して戦後に何とかがこの方針によつてやうな、教育勅語の方針によつて今後の戦後の教育を進めて行くものとするならば、それは私は非常に誤解があるのじやないかと思つております。この点は明らかにしておいて頂きたいと思ひます。○大事なことだ」と呼ぶ者あり。

○国務大臣(大達茂雄君) 私が先ほど申し上げましたのは、戦前においては文部大臣といふものがややもすると併食視されて、国政の上に文教の占める地位が非常に低かつたやうである、こういうお言葉に対して私の感想として文教政策とか或いは文教方針といふものは、他の経済政策とかそういうものと違つてその時その場の情勢の変化に伴つて始終變つて来る筋合いのものじやなくして、一たび基本的な方針が定められればその軌道に乗つて進む、従つて他の行政面のように文教の方針といふものが始終變つて来るという事でなくて、比較的安定した、いわゆる事務化した状態に進んで来るから、従つて文部大臣といふものが極めて平凡で余りその仕事もないというふうに感ぜ

られたのではないかと申上上げたのです。そこで戦後においては我が国の教育の基本について教育制度、機構そのものについても非常な大きな変化が行われた、又その目標、教育の目指すところについても先ほど申し上げたやうに、憲法なり教育基本法というものが制定されて、戦前と違つた目標の下に進むという情勢に入つた、つまり戦争前の情勢と違つた形をとつて来ておる、戦後においては、ただ、それがまだ戦後日浅くして、而も戦後の思想的なその他の動揺といふものもあり、混乱といふものもあるから、今日においては戦争前のようにまだ教育の施策、行政といふものが安定した軌道に乗つていふと言えない。だからして今日においては戦争前のような、何と言ひますか、割合に落着いたという状態でないで、早くこれの目標を確立して、そしてこれに即応するやうな行政の機構を確立するといふことが今日教育に、文教に与えられておる課題であると思つて、こういうことを申し上げたので、戦争前の方針を一貫して今日に継続すべきであると、こういう意味に申し上げたのでありませうから、その点御了承頂きたいと思ひます。

○松原一彦君 一応承つておきますが、私どもはこの憲法公布記念式典において勅語を讀んでおる。その勅語には、「全面的に憲法を改正し、国家再建の基礎を人類普遍の原理に求め」云々、日本国民は、みづから進んで戦争を放棄し、全世界に、正義と秩序とを基調とする永遠の平和が実現することを念願し、常に基本的人権を尊重し、民主主義に基いて国政を運営することを、ここに、明らかに定めたものである。朕は、国民と共に、全力を挙げ、相携えて、この憲法を正しく運用し、節度と責任とを重じ、自由と平和とを愛する文化国家を建設するようになつたと思ふ。」と述べておいてあります。勿論被占領下におけるすべてでありますから、勅語といへども一つの制約の下にあつたと思ひます。この勅語で示されたやうに、全國民はこの新憲法を全力を挙げて良心的に民主的に文化国家を建設するやうに努力しなければならぬと書いてあるのであります。この憲法がたといふえられたる憲法であるといふやうな形容詞を持とうとも、すでに成文の最高法規である以上は、私どもはこの憲法を擁護しなければならぬ義務を持つものと信ずる。勿論国務大臣である文相はこの憲法第九十九条に書いてある通りに、尊重し擁護する義務を負うものと御自認になつておると思ひます。併し今回お出しになりました二法案といふものを私は冷静に考えるといふと、その影響するところは我々の所期するものと少し違ひように思ふ。文相は成文法であるこの憲法を良心を以て擁護するつもりでございられるかどうか承つておきたい。

○国務大臣(大達茂雄君) 憲法を尊重してこれを擁護するといふことは、これはもう言うまでもない当然なことでありませう。基本法におきましてこのことは明らかに教育の基本方針として、はつきり書いてあることであります。

○松原一彦君 併し或る学者の中にはいふ／＼な説をなす者があつて、この憲法は被占領下にあつてできた憲法であるが故にこれに提われることは要ら

ますが、その中に教育者のあることをもお認めにならないでしょうか、どうでしょうか。どうも私は新聞で見、又、西三日来の証人調べ等によつて聞いておつても、すべての教育者が偏向しておるようにお考へになつておるのじやないか、そのことはいずれあとから申し、例を擧げて伺いますけれども功罪共に抑止するような傾向があるのじやないか、私は教育界後援の下に出て来た者ではございますが、途中から縁が切れております。今では教育界からの支援はございません。けれども私どもの仲間社会党の左派ばかりではないのであります。改進黨にもあれば自由党にもあるのであります。又社会党の右派にもある。で、このまじめな人々の政治界に果したる功も又大きいと思

うのでありますが、この点をお認めになりませんか、伺いたいの
であります。

○國務大臣（大達茂雄君） 私は無論この教育者出身の国会議員の諸君が、今日の国政、殊にこの文教政策に対して

非常に御尽力になり又蒼々とその御努力の結果が国政の上に現われておるといふことを決して否定するものではありません。これは非常に結構なことであり、又私どもも教職員の出身ということでありませうけれども、併しやはやはりその方向に今後とも努力をいたしたたかきものであります。併しやはいと、かように考えておる点は全く同じであります。ただそれであるからといつて末端の義務教育諸学校における教育の在り方というものが法律の定める、基本法に定める趣旨に従つてそれを正常な軌道に乗せるということが其の要るべきではないことは当然であります。むしろそうであればこそ、そういう教育に関係する施設なり或いは教職員の素質の向上なり或いは教職員の待遇なり、そういうことに努力すればこそ、その肝腎の教育そのものが正堂に軌道に乗つた教育であることを確保するといふことは当然なことでありまして、決してこの法律を提案しました趣旨が教職員を庄迫するとか弾圧するとかいふことではありません。御承知の通りこの学校教育、教員の教育活動それ自体を刑罰の対象にしておるものでも何でもありません。それに對して教育者たる者と否とを問はず、そのほかの立場の者が違法活動をやらのを抑へたい、こういうことであります。又今も日全国五十万の教職員が殆んど全部が偏向しておるというようなことは毛頭考えておりません。これはしばしば中

上げておるように私の判断するところによれば、殆んどその大部分の人々は極めて穩健な考え方を持ち眞面目に教育に志しておられるかたちである、かように當から思つておるのであります。

○松原一彦君　ものはどうも行き過ぎがあるので、弱いものの標本のように言われた学校の教員が強くなつた、なつたら今度は強くなり過ぎてしまつて、文部大臣が行つて頭から抑えつけるような相当威力を振つたことも私はよく知つております。従つて教育者の一部に行き過ぎもあり或いは偏向者もあることも私は認めます。常に私は日教組の諸君に出会うという口を開けば日教組の行き過ぎを論じ、一日ストライキでもやつてはいかんというて説いて廻る、先の一曰ストライキのときのごときも参衆両院に席をたれる議員諸君は全部私どもの意見に賛成、そうして二晩も徹夜をして日教組の本部に行つて、この諸君は一致してあの阻止に努めたのであります。見事に成功したのであります。その五十万人もある私たちの教育者でありますから、その教育者の中に共產主義者もありましょう、これは阻止することはできない、自由主義の國であるが故に思想に枠をはめ得ないのであります。でありますから、私どもが出た当時の選挙では、共產党の得た得票があつた時は共產党が珍しい時代でありましたが、それでも昭和二十一年には全国で三・八五％の共產党党員は得票を持つてゐる、百分の四、百人中に四人の共產党の投票者があつたわけであります。最近の昨年の春で昨年の春の総選挙では共產党の得票が六十五万票、一・九％になつております。

すから減つております。昭和二十一年の時代に比べればぐんと減つておりますが、國民の中には、かような共産黨支持者もあるのであります。(最近うんと殖えているよ」と呼ぶ者あり、笑聲)殖えたか殖えないか私の知つたことではありません。私は自由主義者であるが故に反対の意見に一応の敬意を表するが、若しこれが共産主義の國であつたならば、違つた意見ならば一点も許さない、自由主義の國であればこそ共産黨の諸君と列しているのです。

これは意見が違つておつても反対意見に敬意を表するところに無限の将来がある、一方的に固まつたらば進歩はない、でありますから、私は意見の違つた共産主義にも一応の敬意を表して人間の将来の理想を考えるのであります。併し共産黨員の戦術は、極端に私は嫌うものであります。私は嫌ひであります。須藤君には敬意を表するが、戦術は嫌ひだ。(笑聲)併し、あるものの上。従つてです、合法政党である以上、従つてです、(汚職をしないの)五十万の教員の中には五百や六百の共産黨員があつてもこれはいたし方ないのであります。その思想は弾圧することはできませんが、併し行動についての抑制をすることはできます。破防制といつたようなものもそこに生れて来ておりますから、或いは選挙の違反であるならば、各党を問はずこれを選挙法によつて処分することはできるのであります。新憲法を境として政治教育上の考え方には、いわゆる政治制にも、いわゆる社会制にも非常に大きな変化があつておるのです。それにもかかわらず、今回のこの法案が大きな

綱を教育者に被せて、そうして如何にも偏向教育を禁止するような形にはなつておりますもの、その実は新しい政治観、社会観等に立つた言論を抑圧するかのごとく見得る部分が非常に大きいのであります。この私は危険を思ふのであります。これをば女相に伺いたい。例えば二十幾つかの例を今度お挙げになつて、これが偏向だと言われるのであります、純真なる進歩的教育者の良心から出、信念から出たる平和主義或いは戦争を否認する考え

方、これは憲法がそういうふうにし
ている、これを守らなかつたらば間違
いであります。これはさつき文相も言
われた通りであります。ところがこの
事例を見ますと、僅か二十何例の中
に如何にも私は愚にもつかんものがある
と思う。こういうものをば麗々しく文
部省が偏同教育の事例としてお挙げに
なつたところの認識を疑うものであり
ます。(「本当にその通り」と呼ぶ者あ
り) 余り左派のほうから声援せられる
と困るのでありますが、(笑聲) 私はそ
の左派的偏向をも否認するのでありま
す。偏同してはいかんが、一体社会
制、政治観から申して、従来のような
ものの考え方からよほど脱けなければ
ば、民主主義の国の政治教育はでき
ないのじやないか。この点について文
相に伺いたのでありますが、例えばあ
の学校の教員が職員室で、公開の場所
でない教員室で、君が代を歌つていい
か悪いかを論議をしたということが偏
同教育の事例になつておる。私は部屋
に帰つてこのことを話したらば、私ど
もの仲間、諸君は嗤然としておる。私
どもの仲間は保守党であります。併し
皆お互いに自分のうちの娘が、子供が

一體君が代を認めるかといふことを問いてみましたら、歌えるというものが殆んどない。私の孫も長崎におりますが、小学校の六年生ですけれども、全然君が代を知らない。知らんわけなんです。君が代のない時代に育つたのであります。歌うことをしない時代に育つたのでありますから、言葉は幾らか知つておる者があるけれどもメロデーを知らない、歌えないのであります。今は君が代時代ではなくて民が代だというのがこれは誰でも言つておる

言葉であつて、文相も御承知になさるうと思ふ。現に文相はあの歌調には
疑義があるということを書いておられ
る。それは私はそういうことこそ勇敢
に議論していいと思うのであります。
但しそれをば教壇の上から真つ向から
ぶつつけるはならないと思ふ。これは私は
憤まなくてはならないが、秩序の下に
秩序もあるし、又伝統もありますから、
慎まなくてはならないが、秩序の下に
伝統を重んじながらも、眞の皇室を今
後持つて行くという意思を持つものを
らいうても、君が代なんというものを
ばそのまま唱えていいかどうかは疑問
であります。私は四十年來新年には必
ず皇居と明治神宮には参るほどの古い
型の人間でありますが、それでも天皇
を元の地位にお復し申そうなんといふ
ことは夢にも考えません。君が代をば
学校で歌わせようなどとも思ひませ
ん。こういう点において非常な食い違
いがあるしはないか、項を改めて伺ひ
たいと思ふのであります。今政府は
一昨年の秋以来抑えてあつた教育委員
会を市町村の隅々まで作られて、そう
してこれが教育の全権を握り、そうし
て今後教育者の監督という言葉は少し

無理かも知れませんが、日本の教育を文部大臣以上に指導しようとしております。この人々の一良識を私は疑うといつては甚だ相済みませんけれども、今の日本の程度から見て非常に危険を感じるのではありません。文相も御承知の通りに教育長には教育の一級免許状がなくならないのでありますが、その資格者がなくて助役等が当つておることも御承知の通り、僻遠の地方にある教育委員というかたゝが、地方におけるこれは文部大臣であります。このかたゝが考えておらるる意識の中に、一番大きなものの判断の切札がある、それは反共という切札であります。赤ということに對するとこの非難であります。こういう人々の常にものを考えるときには直ぐあいつは赤だ、こういう。あの先生は赤だというが、ここには偏向教育を嫌う私にも大きな疑問があるのであります。先般お出しになりました事例の君が代の論議をした教員が赤である、偏向であるといつたような認識で見られるといふと、私は大変大きな日本の教育に障害を生じはしないかと思うのです。例えば、昔は御承知のように殊に追いつく貧乏なしといつたのです。我々は小学校時代に修身でも常にそう教わつたのです。ところが今日では御承知の通りに、産業革命以来働く意識があつても、働く能力があつても、貧乏は追つかけて来ますので、殊に追いつく貧乏あり、こう言わざるを得ないのです。そんなことを言つたらば、あれは社会主義者だ、赤だといふような懸念がまだないではないのであります。現に政府の大臣が貧乏人は麦飯を食えといふことを平気で言つておられる。

私は現に私の今の議席から聞いたのであります。貧乏人は麦飯を食えといふ池田さんの話をあそこで聞いたのであります。そのとき私はひやりとした。中小企業者で生存競争に負ける以上、それは二、三人死んでも差支えないといつたやうなものの考え方、ここに非常な大きな、古い時代の階級意識がある。貧乏人という階級は米を食う階級である、金持という階級は米を食う階級であるといつたやうなことが基準になつて偏向を論じられたのでは、私はこれはやりきれないという感じがするのであります。その点文相如何でしようか。

○國務大臣(大達茂雄君) お言葉の中に一方的に固まつては世の中の進歩といふものは期待されないといふお言葉がありました。私は全く同感であります。でありますからして、今日これは当面教職員の人々に限つて申し上げても、教職員のうちに共産黨の人々があつても、改進黨の人々があつても自由黨の人々があつても、これに對して何もかれこれ言ひ筋はないのであります。私は日本の教壇から共産黨に黨籍を持ち、若しくは共産黨に同調する人々を放逐しよう、さういふことは毛頭考えておらんのであります。共産黨であつてもなかつても、要するに自分の考え方を教壇を通じて子供に植付け、ここに問題があるのであります。先生本人が如何にその信念に燃えておつても、自分の考え方を絶対に正しい、絶対の真理なりとして子供に教へ付ける、偏付け、これは私は許されないことであると思ふ。若しこういう教育が行われるとすれば、お話の通りに國民の構成はいわゆる一方的に固まつてしまふのであります。さういふ國家に進歩も文化の向上もあり得ない、かういふやうに考えるのであります。で、私はそれ、百利いろ／＼なものによつて國家社會が構成せられること自体は結構なことである、ただそれらの人が公認たる教育を通じて國民を一方的に固まらせようとする、さういふ意圖を以て教育が行われるならばこれは絶対に排撃せらるべきものである、かやうに考えておるだけであります。さういふ人々を弾圧するとか、さういふことを考へておるのではありませぬ。たださういふ正常な軌道において教育をしてもらいたい、かう思つておるだけであります。今、松原先生は職後には教職員が今まで弱かつたものが急に強過ぎるくらゐになつた、かういふことを言つておられますが、私は必ずしもその意見には同調しない。私はまだ弱いと思ふ。今日の教職員の大部分の人々は、これは大変失礼でありますけれども、私はさう思つておる、一部に行き過ぎた人々がおつたといふこととお認めになつておられますが、それは全体ではない、かうおつしやつておる。その一部の行き過ぎた人々に全体の人々が引ずられて行くといふところに私はもう少し強くなつてもいい、もう少し少し強くなつてもいい、た先生になつてもいい、先生自身が自主性に欠けておつてはこれは自主的な子供がでる氣遣ひはありませぬ。民主社會における根本的な要素は各人が自主性を保持することであると私は思ふのであります。この場合に、その子供が將來育てて自主的な個性の豊かな人間になるべきはすのものが、子供のときの教育において一方的な教育を施されることによつて、みず／＼成長しての自主性が奪われるといふことは、私は到底看過し得ないことである、これは民主主義社會の根本を揺すものであり、又法律の形式から言つて基本法の精神に反するのである、かういふやうに考えるだけであります。で、今、君が代についていろ／＼お話がありましたが、これは大体私もお話になりました限りにおいては同感であります。私は君が代を歌わなかつたとか或いは歌わなかつたといふことを以て直ちに偏向教育なりと言つてゐるのではありません。それだけではない、ただ事例としてはこれはこの委員會では前々から申し上げておりましたが、かゝるのごとき断片的な事例でありますけれども、そのことがその學校における偏向教育といふものを想像させるに足ると、かういふやうに思つて資料として出したのであります。例えば一関の學校において君が代を教える、歌うといふやうなものは教育者たる資格がないといふことを言つたといふことなんです。これはその事實についてはいろいろ御議論があらますから、とにかくその資料ではさうなつております。君が代を歌うなと止める、歌わせないやうにするといふことと歌わなかつたといふことは違ひます。いわんや君が代を歌わせないやうなものは教育者たる資格がない、かういふ考え方のある先生に偏向教育があり得るといふことは私は想像できると思ひます。でありますから、さういふ意味におきまして私は何も無理に君が代を歌わなかつたからいけないのだといふことを言つておるのではないので、君が代を歌うとせないやうにする、君が代は御承知の通り私は國歌だと思つております。それは占領中一時進駐軍の關係でとめられたかどうかわかりませんが、國歌たる地位を失墜したことは私は知りませぬ。併しそれを子供が歌わなかつたとか、ただ先生が歌わなかつたとかいふのは別であります。殊更にそれを父兄のほうで希望があつても歌わせないやうにするとか、更に進んでさういふことを歌わせないやうなものを教育者たる資格がない、かういふ考え方のある先生といふものは、この先生によつて私は偏向教育が行われる可能性を推定し得ると思つてあります。さういふわけでありまして、私は何もこんな事例について一々今ここで松原さんに申し上げるわけではありませぬが、ただ問題の要點は、一方的に固つた、殊に日本の次の時代を背負うべき子供を一方的に固まるやうな教育をしてもらいたくない、この一語に尽きるのであります。先生自身がそれは自由黨であつたと共産黨であつたと社會黨であつたと、これは我々が干渉すべき限りでもなければ又関知すべき限りでもありません。ただ教育の場においてそれが行われるといふことに私はこのままおいてはいけないのだといふことを感ずるのであります。

○松原一彦君 大分考え方違いがあることがわかつて来ましたが、君が代に對する議論をしたのが更にその根を掘つて行くといふと、偏向的な一党一派を支持する意識から出ておるものだという御推定も、どこかやはり出どころがあるのだらうかと思ひます。それはそれとしておきまして、今、今後この法律によつて請求権を持つ教育委員會、かういふ人々の政治權、社會觀等

育を施されることによつて、みず／＼成長しての自主性が奪われるといふことは、私は到底看過し得ないことである、これは民主主義社會の根本を揺すものであり、又法律の形式から言つて基本法の精神に反するのである、かういふやうに考えるだけであります。で、今、君が代についていろ／＼お話がありましたが、これは大体私もお話になりました限りにおいては同感であります。私は君が代を歌わなかつたとか或いは歌わなかつたといふことを以て直ちに偏向教育なりと言つてゐるのではありません。それだけではない、ただ事例としてはこれはこの委員會では前々から申し上げておりましたが、かゝるのごとき断片的な事例でありますけれども、そのことがその學校における偏向教育といふものを想像させるに足ると、かういふやうに思つて資料として出したのであります。例えば一関の學校において君が代を教える、歌うといふやうなものは教育者たる資格がないといふことを言つたといふことなんです。これはその事實についてはいろいろ御議論があらますから、とにかくその資料ではさうなつております。君が代を歌うなと止める、歌わせないやうにするといふことと歌わなかつたといふことは違ひます。いわんや君が代を歌わせないやうなものは教育者たる資格がない、かういふ考え方のある先生に偏向教育があり得るといふことは私は想像できると思ひます。でありますから、さういふ意味におきまして私は何も無理に君が代を歌わなかつたからいけないのだといふことを言つておるのではないので、君が代を歌うとせないやうにする、君が代は御承知の通り私は國歌だと思つております。それは占領中一時進駐軍の關係でとめられたかどうかわかりませんが、國歌たる地位を失墜したことは私は知りませぬ。併しそれを子供が歌わなかつたとか、ただ先生が歌わなかつたとかいふのは別であります。殊更にそれを父兄のほうで希望があつても歌わせないやうにするとか、更に進んでさういふことを歌わせないやうなものを教育者たる資格がない、かういふ考え方のある先生といふものは、この先生によつて私は偏向教育が行われる可能性を推定し得ると思つてあります。さういふわけでありまして、私は何もこんな事例について一々今ここで松原さんに申し上げるわけではありませぬが、ただ問題の要點は、一方的に固つた、殊に日本の次の時代を背負うべき子供を一方的に固まるやうな教育をしてもらいたくない、この一語に尽きるのであります。先生自身がそれは自由黨であつたと共産黨であつたと社會黨であつたと、これは我々が干渉すべき限りでもなければ又関知すべき限りでもありません。ただ教育の場においてそれが行われるといふことに私はこのままおいてはいけないのだといふことを感ずるのであります。

○松原一彦君 大分考え方違いがあることがわかつて来ましたが、君が代に對する議論をしたのが更にその根を掘つて行くといふと、偏向的な一党一派を支持する意識から出ておるものだという御推定も、どこかやはり出どころがあるのだらうかと思ひます。それはそれとしておきまして、今、今後この法律によつて請求権を持つ教育委員會、かういふ人々の政治權、社會觀等

を考へて見るというのと、そこに非常な危険を感じるのでありますが、皆さんは危険をお感じにならないでありましたようか。文部大臣は安心して今の教育委員会にそういう重大な判定の基本をお持たせになるかどうか、例えば高知県の山田校のあの事例は校長は目の色を変えて弁解これ努めておる。一緒に来ました証人の国警の警部はこれ又警察官であつてそういう事例は知らない、PTAの会長として知らないということを言つておる。だん／＼續て行つた結果、自由党のかたの側から、なかつたらしいが、地方ですくそういうのであります。あれは赤だ、あれはアカハタを配つたに違ひないというやうなことを言う。これは全く今の地方では致命傷であります。教育者はふるえ上つてしまふ。ちよつとしたことを言つてもあれは赤だと言われた限りどうにもならない。そこに私はこの法案の非常な危険性を認める。むしろ罪の大きいことを思う。偏向教育をする共産黨員もあるに違ひない。又日本管理の指令によつて動いておる人もあるであります。併しそれは別個の法律によつて取締れると思う。明かに一方的な思想が行動となつて現われれば取締る防犯法もある。進歩的思想というものにはびんからきりまであります。そのちよつとした事柄をもオールマイティのこの赤で一括せられるところに日本の新時代を築くべき教育者の良心、信念を非常に弱める様子はまると

思う。五十万の教員の中に共産黨員が五百、六百あるとしても、あの四十九万九千五百はそうでないのです、私の知つておる限り。私のうちにも随分たくさんの教員が出入りしますが、私の知つておる限りにおいて平和の教育には真剣に努力しようとしておる戦争否認、戦争なき世界を作り出そうという憲法の主張に対して先ず教育の根本にこれを据えなくちやならんということに對しては、もう命がけでやろうとしております者がおります。それをたまたまそういう戦術を共産党がとつておつて、それと一致するからというので、こう重ね写しに見て、共産党はこれを戦術として使つておる、良心的に平和と教育、戦争なき社会を作り上げようとする教育者の行動とがこう重ね写しになつて、あれは赤だと言われて偏屈教育だとせらるることを私は恐れる。これは非常な大きな損害です。与党の方にも是非考えて頂きたい。政治綱が違つて来ておることともよくお考え願はないという大変な大きい損害が来るであらうと思うのです。例えばメーデーや社会主義を教えるということとは、私は今日はこの教育基本法の第八条に書いてあるところの「良識ある公民たるに必要な政治的教養」だと思ふ。メーデーも知らない、社会主義の何も知らないといつたような今日公民があつてはならんと思う。「その通り」と呼ぶ者あり」ところが地方の今その請求権を持つ、これから持つであらう教育委員会という方々は果してそこまでの認識を持つておらるるかどうが。今ここに四月八日の朝日新聞がありますが、その中に本年の教員異動に関する全国的趨勢が書いてある。教育委員会は

これを持て余しておる。そうして長野県のごとき、ああいうふうな非常に民主的な良識の高い県ですらも教員の異動は各市町村の委員会がこれを県に委託してやつておる。その結果うまく行つておる。併しここに書いてあるのを見ますというと、兵庫県の但馬地方では一市五郡の地方教育委員会が二十数人も教員異動に関する会合を開いて、その旅費や飲食費が六十七万円にも上つたと書いてある。和歌山県では各郡市の異動のための会議費が十万円見当とみられておる。緊縮予算が逆に出血を呼ぶというような皮肉な現象も見られる。そうして持て余し切つておる。校長が二人もできる。私どもはまだ施行するに早いと言つたにかかわらず、まあ与党が押し切つてここに六十億からの国費を割いてあの教育委員会というものを作られて、これが昔の文部大臣の代理をこれからやろうとするのでありますが、一体安心してお任せになつておられるかどうか。私は非常な危険を感じる。而も地方ボスが人事に干渉する、女の校長は殆んど全滅だろうといったようなことも書いてある。真に高所大所から日本の民主的な文化国家を建設する要件である良識ある公民を作るといふ責任を持つ教育者がこの教育委員会の支配の下に置かれて、一体逆コースを通らないと保証ができませんうか。今文部大臣は教育者は強過ぎはしない、まだく弱い、真に自分の自主的な意思によつて行動ができないと言われた点には私も同感です。日教組が誰に投票しろと指令しようとも、それこそ投票のごときは全く自主自由の責任あるものでなくちやならんのでありますから、指令によつて投票する

なんといふことがあろうはずがない。あつてもならんし、あろうはずもない。しやしません、教員は。現に或る東海道の府県のごときも、日教組から投票を申して来た、勿論正当のコースによつて流したのでありましようが、現われた投票は指令の十分の一にも達しなかつた、教員数にも達しなかつた、かういふ巖然たる事実がある。文相がお考えなさつておるように指令によつて動いておる者もあります。相当数あります。けれども相當に日教組を批判しておる者があることも又事実なのであります。私はたくさんの手紙を持つておりますけれども、これは日教組関係のものですから名を申しませんが、教育二法案に関し日教組の行き過ぎの点は年一年と組合員自体の自覺によつて是正しつつある矢先である、然るに民主的教養の啓蒙のために文相のような短氣な政策をとらないで、いまだしく仮すに時日をもつてせらるるやうに、是非とも文部大臣に御進言を願いたいと參つておる。自覺が足りないがために附和雷同しておる教員のあることをも知つておりますが、もう今日大学課程を通つて相当高い教養を積んだ現代の教育者が、一々共產黨の指令に従つて附和雷同し妄動するといふやうなことは私はあることではないと思ふ。ありもしましようが、それは極めて小部分であつて、大多数は自分の行動は教育者として自覺を持つて進んで行くといふふに今なりつつあると思ふ。又せにやならない。情熱を持つて、強い意思を持つて祖國の建直しに獻身しようとする教育者を作らなくちやならない。それはできつつあると私は思う。この認識がこの法律を出さなければ

ばできないというお考えであるか。私の認めるところはこの法律を出すことによつて教育界には非常な萎縮を与えるという危険を感じるものであります。この事例を見りやすくなる。君が代を論ずればあれは偏岡だと言われる、アカハタを覗いて見ればあれは偏岡と言われる、自由主義を論じ平和を説き戦争放棄を説けば偏岡と言われるとすれば、これは教育界は萎縮せざるを得ない。良識が萎縮したときの危険を思う。この点どういうふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(大達茂雄君) まあいゝろいうお話なのであります、大体私の申上げることはすでに先ほどのお答えで申上げたと思うのですが、今日私は教職員、諸君がどの程度に日教組の影響の下にあるか、又日教組自身がどの程度にいわゆる共産党の影響の下にあるかということは、これは詳らかにわかりません。わかりませんけれども、併し次第にこの学校の先生たちが、日教組に批判的な考えを持ち、又日教組にはいわゆる牛耳られないような状態に、いわゆる自主性を回復しつつある。こういうことであれば私は非常に結構であると思いますが、私はそこまで断定する資料を持ちません。むしろ逆に、学校の先生たちはそれは気持の上では日教組の行き過ぎを考へておる人が相当であると思います。相当どころのじやないかと私は思います。それから今度の教育法案につきましても、今手紙をお読みにになりましたが、この日教組の行き過ぎを認めてこの法律案をその意味において必要と肯定しながらも、もう少し仮すに時間を以てせら

れた、こういうような考え方の先生方も相当あります。又一面には日教組の今日の状態では一日も早くこの二法案の成立に努力して絶対にこの成立を期してもらいたい、こういう先生方も私は決して少なくないと思っております。これは私どもの所に参りますたくさんの方の中に、そういう考え方の人々が教職員自身のうちに相当たくさんおられることを私は判断をしておるのであります。要するに問題は、今日このままにしておいてこれでよろしいのか、或いは何らかの対策を講じなければいけないのか、こういうことに、その認識に帰着すると私は思います。この法律を出したために逆に非常に先生方がいけて、そして自主性を失うと言いますか、非常に教育の上に活潑な教育を行う意欲を喪失するといふか、というふうなことは私どもとしては考えないのであります。又この法律の当然の結果として、理論上さような結果が生まれるはずはないと思うのであります。ただ暫定的にそういうことが起りはしないかということも多少は私も懸念をしております。というのは、この法律が成立した場合には殆んど何を言つても刑罰の対象となる、こういうことを盛んに宣伝しておるのであります、先生方のうちには私どもその通り信じておる先生も相当あるようでありまして、こういう先生方は一時的にはこれは私どもそういうことのないというところは……この法律が成立いたしましたも絶えず誤解を解いて行つて、先生方が伸びくるとした気持ちで教育に當つて頂くように努めたいと思ひますけれども、かなり広く

その宣伝が行届いておるようでありまして、一時的にはそういう現象が起り得ないとも限らないということも実は心配をいたしております。併し法律案自体から先生が萎縮するという関係は私は起り得ないものである、こういうふうに考えております。

○松原一彦君　そこに非常な大きな食い違いがあるのでありますから、これは意見の相違であるから申しませんが、文相はこういう法律を出さなければならぬとなつたことに對して遺憾にはお考えなさらないでございましょうか、どうでありましょうか。文相の政治力が、その人格が、その徳望が、五十万の教育者を全く一体と見て、そしてそういうふうな教員の中から投票がやつて来て、そこに名が書いてあつたならば、それに返事を書くような勇氣を以つて、思想には思想を以つて對抗しなければならぬ、法律を以て取締つてくれなれど、そういういくじのない教育者はいかんと云つて叱りつけるぐらいの見識を持つて頂きたい。こういう取締りの法案によつて如何に教育界が萎縮するということは今文相がその一端を触れられました、こういうことを言つておる。君が代を論じたら赤だ、社会主義的な解釈をすればすべからず、赤だ、と言われることになれば、もう口を噤むにきまつておるのであります。一番ここに憂うべきものは進歩主義の学者と称するものの中に相当のものがあつたものであることは私も存じております。一切の悪法は法にあらざる、そんな悪法は守らんでもよろしい。五十万の教員を入れる牢屋はないといつたような途方もないことを計う

学者もある。そういうことは教育界で皆笑つておる、問題にはしません。馬鹿な話です。けれどもが隠微な進歩主義の学者はたくさんおられる。そういう学者を地方の講演会に招いてやつた講演が直ちにこれが一党に、或る……社会党の左派ぐらいのところならば大概の学者はこれを支持しております。でありますから、それと一致したようなイデオロギーを講義の中に事例としてとられるという、これはその学者が処分せられる。学界が非常に大きな恐慌を起すことになる。而も体刑であります。全くこれは思想弾圧といつてもよろしい。非常に危険な地位におかれる。これが果して日本の良識を、学者を今後進める途であらうかどうか。大連文相もよく御存じの通り、相当文野文部大臣などは日教組にいじめられたのです。而も三顧の礼を以て自由党内閣に迎えられた人です。人格者であり学者であります。これは日教組から相当いじめられた。勿論何か天野勲語なんというのを言われたこともありますが、その天野さんでも前田多門前文相でもこの法案に反對しております。それは罪が大きくて影響は大きい。日本の学界を、教育界を萎縮せしめる罪が大きいということを言つておる。たま／＼説く説く、学説、誠意をもつて説く常識的に説く学説が或る一党の意見と合致したときに、これは赤だど地方の教育委員会が断定したから一体どうしますか、私はまあ吉田内閣は今日までとつて来た長い間の政治の跡に非常に効果も大きいけれども、非常に大きな過失もあると思ふ。殊にこの悪法を創設せられた吉田首相の下にあつて、吉田首相は自衛のためにも

軍備はできないということを再三言われた。私は壇上から幾たびか問答もしたのでありますが、遂にいつの間にか軍隊を作り上げてしまつた。これこそ大きく議論しなければならぬ。教育者は正直ですから、これは憲法違反だと頻りに議論しておる。今日の汚職の問題をどう御覧なさるか、私は憲政をとられることは恐ろしいと思ふ。思想よりも恐ろしいと思ふ。この悪政ほど恐ろしいものはない。私一つの例を申し上げます。すべて共産党の指導によつて共産主義者が生まれるようにお考えになるかたが多いようでありまして、私の所に来ておる手紙の一つも、極く都下の近い所から来ておるのでありますが、これを寄越した人は非常に常識の高い恩給取りで、老夫婦ですが、恩給じゃ食えませんから、一問一答を給して手内職をしておるが、夫婦が一日かかつて百円しか……造花をやつておるのですが、百円の内職がでかかぬ、月三千円ぐらいがでかかぬ、去年八月に寄越した手紙では、問屋のほうでは五月以来まだくれない。私も困り抜いておるが、私の隣には六人、六人の家族で住んでおる失業者がおる。彼は共産黨員でもなければ共産主義者でもない。共産党の何も知らん男であるが、たま／＼中共の例を聞いて、隣国中共では失業者がない、食えない者はない、とにかく失業者のない社会ができたというのを聞いて、爾来一切の商業新聞を読むのはやめて、急に共産党のソカハタを説き始めた。そうして彼は共産黨員でもなければ共産主義者でもないが、一日も早く中共と同じ社会が、政治が行われるようにといつて待つておる。朝から晩まで待つておる。これは自然発生です。これは、憲法には最低生活が保障せられておるにかかわらず社会保障は行われない。そうして生活保護も行われない、一方においてはあの汚職です。一つの選挙に数億円が濫費せられておる。而もこれは閑でありまして。閑行為をやつた連中がのう／＼と免れて恥なく国会に出て来る。そして悪循環をやつておる。貧乏人の金を集めた、あの保全経済会やその他から貧乏人の金を掻き集めたものを、大巾にこいつを又掻つたらえて、それを持つて地方の選挙に又臨んで行く悪循環が行われておる。かような悪政が白昼公然行われておつて、そして一方にその思想弾圧といつたようなことをやつたところまで追い着く話じやないと思ふのです。もつといつた政治を行なうならん。そしてこの親子心中をするか進んで泥棒をするか強盗するか、そうでなければ一日も早く共産党の支配する失業のない政治が来るようにと思ふのです。これは、私はあの共産党の暴力的な革命の過程を認めるイデオロギーに對しては絶対反對です。であるが故に、如何にユートピアを説かしようとも私はこれに従いませんけれども、泥棒しようか強盗しようか親子心中しようかとする人の前には私は共産党の主張が天国のように映るだらうと思ふ。この自然発生を抑えることなくして、ただ自衛力々々と言つて軍隊を作つて、そして、いや、外国には出ないと言ひながらも、最近では又長距離砲で撃たれたときにはその根拠を衝くために國境の外にも出るというように、だん／＼變つて行きつた。

而も自由主義の國がとる平和の悲願は何かというそれは原爆である。水爆である。その原爆、水爆が極まることは自他共に殺すことになる。人類の滅亡以外の何ものでもない。このうらふに世界が今日参つておるときに、一体こんなくだらん事例を採上げて、少数の特例を日本中から採上げて、大多数の健全なる良識を持つた教育者が新日本を、祖國を建直そうとする努力の芽を摘むような、学者の良識を今後断ち切るような懸念を持たせる大きな障害を起すような法案をどうしても出さなければならぬのかどうか、文相お考えになる余地はないか。私は結論を出しておらん。私どもは違つた意見を尊重しますから、文相の意見も尊重します。そうして皆さんと一緒に熟議懇談して最良の結論を得たいと思つておる。だから与党のほうの側でも、これを流してしまふか、一歩引いて或る程度までの修正を行なつて、そうして通すか。衆議院の通りにやらなくともよろしい。私どもは自分の党ではそう考へておる。いろいろ再議してみろ。若し衆議院の通りにやるといふならば、これはもう参議院の必要はないのです。参議院無用です。参議院は再議の機関であります。衆議院の歪みを直すのであります。間違ひを反省してここで直さなくちゃならぬ。かような日本の教育の根本をゆすり上げるような、教育者の現に非常な不安を与へる学者をして非常な不安を感じしむるような、かような法案が現われたことに對して、私は文相は何とかもう一遍お考え直しになる必要がないかどうか。与党の諸君も、もつと考え直される点はないか。私は是非こういう点について御反省を願ひたい。結論を急ぐのではないのであります。天下の大事なことでありまして。教育を愛し祖國を愛するために、私はあえて以上の質問を申上げたのであります。が、なおお尋ねしたいことがたくさんございますけれども、丁度時間来たようでありまして、一応この辺で切つておきます。お考え直す点について何かありませんか、一つ一口お聞かせ願ひたい。○國務大臣(大達茂雄君) この地方教育委員会の現状についていろいろお述べになりました。私も同感の点が多いのであります。ただ、無論その意味におきまして今日の地方教育委員会が我々の希望するように次第にその機能を高められて、そうしてこの制度の趣旨に副うようにありたいということには常に念願もし、又その意味において地方教育委員会の育成強化に努めたい、こういうふうな考へております。ただ御承知のようにこれは日本の教育を民主的に運営するために地域社会の直接選挙によつて選出された人々によつて教育を運営して行く、こういう基本に立つていられるものであります。無論その意味においてこの地域社会の代表者として選ばれた人々でも、又これを批評する側から見れば余りその資格がないとか或いは不十分の人々であるとか、或いはそれらの人々によつて運営される教育委員会の運営の方法にいろいろ批判の余地がある。これは私は免れ得ないことであると思ひます。そういうものがいわゆる民主主義を基本とする行政政治の形態であると思はれるのであります。併しそれにもかかわらず、そうすることが私は民主主義に基くところの政治行政の形態である、かように

に考へます。今日、先ほど政治の在り方がよろしくない、これは勿論であります。又國會が汚職相次いで腐敗をしておる、これも勿論であります。こんなことを誰もいいと思う者は一人もありません。これはやはりそれならばそういう人は國會から除いたらいじやないかというところが一応素朴には考へられるけれども、これもやはり國民の代表として國民の直接選挙によつて出た人々であります。これをただ個々の場合について、であるからしてこの直接選挙による議會政治というものを否定するということ、そういうことに私は私ならんと思ひます。民主主義といふものは私はそういうものだと考へます。これはどうしても國民自身、地域社会の良識の向上によつて理想に進む以外はないのであります。教育委員会の場合においても同様でありまして、これが地域社会の直接選挙によつて出たおる限りは、それが地域社会の良識によつてまづ立派なものとして仕上つて行くことに私は民主主義社会といふものの目標があるのである、こういうふうな考へておるのであります。でありますからして、これを以て直ぐ教育委員会を云々ということには、私としては十分検討しなければ踏切りがつかない、こういうふうな思ひます。この法律を望ましいものと思つておるか、こういう提案を、どうしようなお言葉であります。これは一体法は法なきにしかず、かように私は考へております。殊にこの罰則規定といふものは、これがなくて済むものならば、なくて平和な社会生活が維持されるものならば、これはないほうがいいにきまつております。この場合に

おきまして、この法律を出さなくても義務教育は極めて健全な正常な軌道に乗つて運営されておるといふことであれば、何も好んでこの法律案を出さなければならぬとは言いません。併しながら具體の政治、具體の法律といふものはその対象とする社会の客観的情勢に伴つて行はるべきものであります。今日の私どもの認識によれば今日の我が國の教育の現状においては、この法律案の成立することが必要であります。なおこの思想の圧迫という点を持ってお考えになつておりますようでありませんが、これは決して思想を圧迫するといふ要素は含んでおらんのであります。これはただ偏つたことを子供に教へては困る、こういうことであつて、思想そのものを圧迫する考へはありません。いわんが共産主義とか赤とかいうことを対象としておるものではあります。これは極右の思想であつても何の思想であつてもこれを偏つた教育を子供に教へては困る、こういうことを言つておるのであります。大人でも先ほど御引例になつたように、大人でもその環境によつて或いは又その人が極めて純真な素直な人であれば、中共に一人も失業者のない天国のような所である、こう聞いただけでも、もう中共共産主義になつてしまふ。いわんが西も東も、いわんがわからない何らの批判力を備えないところの子供を相手にして偏つたことを聞かせるというところから、結局國民の自主性、大きく奪われるのであると思ひます。一方的に偏つた人間ばかりできて、先ほどお話になつたように自由主義社会とい

うものは成立しません。自由といふものはなくなつてしまつて世の中に進歩といふものは私はないものである、こういうふうな考へるのであります。決してこの法律が思想を圧迫するとか、そういう意思は毛頭ないのでありますから、その点は一つくれども御了承願ひたいと思ひます。○松原一彦君 見解の相違であるからこれでやめようと思ひましたが、今の御答弁で私一つお伺ひたいのは、教育委員会法總則第一条によると、この法律は、教育が不当な支配に服することなく、國民全体に對し直接に責任を負つて行はるべきであるといふ自覺のもとに、公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うために、設けられたものであるとあつて、教育本来の目的を達成することがこの教育委員会法の目的である、こう書いてあります。従つて義務教育の教員はこの地方の公正な民意により、地方の実情に即した教育を行うのであつて、従つてこの身分は地方公務員であるのであります。ところが文相は先に國の方針をきめて行くところの義務教育に従事するものであるから、國家公務員並みに扱わねばならんと言われた。ここに大きな矛盾がある。それならば國が支配なさるがよろしい、こんな人々に任せることはない、その目的は地方の実情に即した教育行政を行うところの義務教育の各先生がたを地方の公務員としておきながら、殊更にこれをばこの法律では國家公務員としておる、非常に便宜である、勝手な議論である。そうしてこの公務員として若し選挙に、公務員たる身分を侵して政治的行動に出れば、これは刑事罰を以てするとい

うものは成立しません。自由といふものはなくなつてしまつて世の中に進歩といふものは私はないものである、こういうふうな考へるのであります。決してこの法律が思想を圧迫するとか、そういう意思は毛頭ないのでありますから、その点は一つくれども御了承願ひたいと思ひます。○松原一彦君 見解の相違であるからこれでやめようと思ひましたが、今の御答弁で私一つお伺ひたいのは、教育委員会法總則第一条によると、この法律は、教育が不当な支配に服することなく、國民全体に對し直接に責任を負つて行はるべきであるといふ自覺のもとに、公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うために、設けられたものであるとあつて、教育本来の目的を達成することがこの教育委員会法の目的である、こう書いてあります。従つて義務教育の教員はこの地方の公正な民意により、地方の実情に即した教育を行うのであつて、従つてこの身分は地方公務員であるのであります。ところが文相は先に國の方針をきめて行くところの義務教育に従事するものであるから、國家公務員並みに扱わねばならんと言われた。ここに大きな矛盾がある。それならば國が支配なさるがよろしい、こんな人々に任せることはない、その目的は地方の実情に即した教育行政を行うところの義務教育の各先生がたを地方の公務員としておきながら、殊更にこれをばこの法律では國家公務員としておる、非常に便宜である、勝手な議論である。そうしてこの公務員として若し選挙に、公務員たる身分を侵して政治的行動に出れば、これは刑事罰を以てするとい

教職員が特に普通の地方公務員と異なるところは、只今お挙げになりましたように、教育は不当の支配に服することなく、国民全体に対して直接責任を負つて行わるべきものである。これは地域社会の全体というよりも、その教育そのものの仕事の内容は、これは憲法にある。殊に義務教育については憲法の規定に基いておる。これは固として非常な大きな問題であり、そうしてその教育というものが国民全体に対して直接責任を以て行わるべきものである。だからこれを扱つておるところの人は、その身分としては任命とか或いは給与の關係でこれは地方公務員となつておる。併しながらその扱つておる公務の内容というものは他の地方公務員とそこは違つておつて、これは固の

そうしてそれをば義務教育の教員の市町村における行動の監視、監督、管理をこの未熟なたゞに託しておきなから、その身だけは国家公務員として、政治行動に関する限りにおいては刑事罰を以てする。地方公務員とは別に取扱うということは誠に中央集権的な権力主義であつて、これはもう矛盾

午後二時三分開会
○委員長(川村松助君) 只今から午前
に引き続きまして再開いたします。
委員長のほうから皆様に御報告して
お諮りしたいことがございます。只今
石川県知事柴野和喜夫氏から参議院文
部委員会委員長宛に次の書面が参りま

○相馬助治君　私の記憶を以てしても、北小路君の証言の中には石川泉知事の甥々々の証言がなされたように思われます。で、御本人の石川県知事からさようなお手紙が参つたということとならば、その事実は疑うべくもないと思ふのです。で、問題は北小路君が故意にさような証言をしたとすれば、

ました。これを見ますと、これについてですから少しくお尋ねをしたいのですが、この文面で見ますと、「編集されたと思われる箇所や事実について誤った印象を与えるおそれのある部分」という文部省は書いておる。それから又「国際理解の教育という観点からみて遺憾な部分などがあるので、それらの

点は、児童生徒に学校が用いさせる教材として適当でないと考えられます。」「教材として適当でないと考えられます。」「このようにふうになつておりまして、事実について誤つた印象を与えるおそれがある」というふうに文部省自体が回答を山口県教育長宛にしておられる。この回答文から、助言として与えられましたこの回答文から見ましては明らか、これは偏向であるといふふうには断定してはおられない、このようにふうに受取れるのであります、その点をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(大達茂雄君) 成るほどそういうふうに通りに書いてあります。」「誤つた印象を与えるおそれがある」と、これで直ぐ中立性に反してゐるという事は、はつきりとは書いてありません。その次に多分お手許へ差上げたと思うのですが、これは六月二十日の回答であります、七月八日にやはり山口県の小学生日記、中学生日記といふものを例といたしまして偏向教育のないようにという通牒が出ております。これによつて文部省としての見解ははつきりしている、かように存じます。

○永井純一郎君 それに引続きまして今大臣が言われました通り七月八日に次官命で各府県に通牒を出しておられます。これを見ましても山口日記の例に見るごとく、そういうふうな通牒があつてはいけなからという事で注意をするようにというふうな通牒を、事項を分けて出しておられるわけだと思ひます。そこでお伺いしたい点は、この局長の通牒によつて回答せら

れた文面で見ても、山口日記そのものについては文部省もはつきりこれが偏向事例だといふふうには考えられておられないのだと思ひます。文部大臣は山口日記が特に顕著な偏向事例としてあつたことがあつたから、今度の法案については特に考へて出したといふようなお言葉がしばしばあつたわけでございますが、この當時はまだはつきり、このやうな段階に來るとこれはもう明らかに偏向事例だ、このやうなふうに思つておられないか、つたことはたしかでございますか。

○国務大臣(大達茂雄君) これは実は率直にこの事実を申し上げますと、山口県の教育長から文書を以て初中局長宛に文部省の意見を聞いて参つたのであります。これは今まで事務の取扱ひとして、初局長限りで突は回答を出しましたわけでありまして、その後において私はこの問題を承知したのであります。その結果依命通達としてこの七月八日の通達が出されたわけでありまして、さうなわけでありましてから私としては、これは局長回答でありまして、片一方は一般的な依命通達でありまして、これによつて文部省の態度がはつきりしておると思ひますので、その点で御承知頂きたいと思ひます。

○永井純一郎君 そうしますとまあ局長通達は大抵は御承知になつて、そのあとで報告を受けて御承知になつたといふことですが、大臣とされましては、この山口日記はやはりあの程度のもは明らかに偏向教育の顕著な例だ、このやうなふうにお考えになつてゐるのです、その点をお伺いしたい。○国務大臣(大達茂雄君) 私はさうに思つております。

○永井純一郎君 それではお伺ひしたいと思ひますが、今度の法律案におきまして、偏向教育をせよといふ教唆、煽動があつた場合には、これに對しましては、この罰に對しては、地教委等の請求を待つて論ずるというふうにしてあります。そこでこれから言ひまして、この地教委の、教育委員会の判断と言ひますのが基本になつて行くと思ひます。偏向教育に對する教唆、煽動といふものが、ところがこれは法律でできたあととなつて行くのですが、現在でもやはりその方向は動かさないと思ひます。と申しますのは山口日記についても、山口県の教育長は、やはり文部大臣とは違つて、この前の証言では非常にはつきりこれはやはり顕著な、はつきりした偏向教育であるか、いはばわからない、むづかしい問題だ、併しなからこれはその句いがあるといふやうなことであつたと思ひます。これは委員会のほうの考え方がある。ところが文部大臣はこれは明らかに偏向事例である、このお考えになつてゐるやうでございます。そこで私はこの前通牒を出されて、教育の中立性が保持されてない事例の調査の通牒を出しになつて調べられたわけでございますが、それは極く概略の御報告をここに頂いたわけですが、この中にですね、該当なしといふやうなものが二十二あるわけでございます。さうしてまあ口頭で報告があつたといふのが二つあつて、ただ資料だけを送つて来たといふのが二つある、このやうなことになるわけですが、これは山口県日記に關してはこのどれに入つてゐるかを伺ひたい。

○国務大臣(大達茂雄君) 山口県日記はすでにこのなんと言ひますか、昨年の六月當時承知してゐる事例であります。承知しておつたのであります。通牒報告を求めたのは十二月でありまして、山口県日記といふものがあるといふことはこれは又この通牒を出したと等によつても御承知の通り、もうこれはこの十二月の報告を求めたときには當時我々のほうではよく承知しておつたのであります。

臣のお答えを頂きました通り、教育委員会のかがやはりこういう判断をする一番中心だと思ひます。而も文部大臣は教育委員会のそういうふうな判断、或いは教育行政の中においては、これは勿論尊重をして行かなければならない、この言つておられますが、これは当然のことと思ひます。教育委員会から折角資料だけを送つて来たのに、一番顕著な事例としてお出しになつたといふことは少し不当であるやうに思ひますが、これはどういふあれで顕著なものとして教育委員会からこういう報告があるにもかかわらずお出しになつたのか、お伺ひしたいと思ひます。

○永井純一郎君 そうすると山口県の教育委員会はやはりこの資料を送付した府県の二つの中に、二つの中に入つてゐるのであつて、明らかに偏向教育だといふことには言つておらない事例に入つてゐると思ひます。私はさう思ひますが、如何ですか。

○国務大臣(大達茂雄君) 偏向教育であるかといふことは文部省に關する限りは文部省の解釈によります。山口県の教育委員会の解釈といふものは關係ない、それに拘束されるべき筋合いのものでないと思ひます。

○国務大臣(大達茂雄君) 山口県のはうで偏向であると考へたかどうか、その点は、はつきりしません。これは山口県の教育委員会の見解によつて解釈されるわけだと思ひます。

○永井純一郎君 ところが今度法律で、この法律案の中にもあります通り偏向であるかどうかはやはり地教委が判断いたしました、さうしてその請求を待つて罪は論ずるという事にもなつてゐるわけですが、さういたしますと、これはまだ法律ができていないんですけれども、やはり地教委が、教育委員会等が殆んどさういつたやうな顕著な偏向なものはないといふやうに、この報告でも殆んど出て來てゐる。まして一番顕著なものだと文部省が言われるところの山口日記でさえ、いづれどもはつきりした返事をしないで、資料だけを送つて来たもので、それも顕著の中の一つになつてゐる。さうい

○永井純一郎君 それに引続きまして今大臣が言われました通り七月八日に次官命で各府県に通牒を出しておられます。これを見ましても山口日記の例に見るごとく、そういうふうな通牒があつてはいけなからという事で注意をするようにというふうな通牒を、事項を分けて出しておられるわけだと思ひます。そこでお伺いしたい点は、この局長の通牒によつて回答せら

は、この局長の通牒によつて回答せら

顯著な偏向事例だと言われて、そういうものを大體基礎にして法律を作られた。ところが法律ができてから先も又同じようにその地教委の請求を待つて罪は論じられる、こういうことになるわけですが、私はどうもその点、折角こういうふうにして事例の報告をお取りになつて、教育委員会を信用しておらないということになりますと、法律を作つてから先、依然として教育委員会はやはり信用がでないような状態になるんじゃないか、私はその点矛盾を感じる、これは大臣の所見を伺いた

い。

○国務大臣(大達茂雄君) これは教育委員会は、自分の権限に属する仕事を処理する場合には、教育委員会自身の解釈によつてその仕事をやつて行く、これは当然である。又文部省が文部省の担当する職務を行う、つまり行政活動する場合においては文部省の見解に従つて法律を解釈いたします。その場合に地方の教育委員会の解釈に従わなければならぬというところは、これはあり得ないことである。地方においてもそれ、山口の教職委員会もあろうし、教育委員会は無数にあるわけですから、それが全部違つた解釈をする場合もあり得ると思ひます。それでこれはこの問題には限りません、すべて行政庁は自分の行政事務をとる場合には自分の解釈に従つて法律を解釈して行くのであります。他の誰かの解釈に拘束される理由はないのであります。これは当然のことであると思ひます。

それからこの地教委の、教育委員会の請求を待つて罪を論ずる、こういうことは教育委員会にこの偏向教育なりや否やという解釈権を与えたものでは

ありません。私はさうに思つております。これはやはり裁判所に刑罰事件として持出されるものでありますから、最後の裁判官がこの場合は、これは裁判事務でありますから、裁判官の解釈に従つて決定されるものであります。ただ教育委員会は、いわばまあ被害者のようなものでありますから、教職員の客体になつたその学校を管理するものでありますから、まあ普通の刑法の親告罪のようなものであります。これは必ずしも解釈権を教育委員会に授けをした、こういう性質のものでないことは極めて明瞭であります。同一の事件につきましても、甲の教育委員会では偏向にならないと考えるかも知れない、乙の教育委員会では偏向であると考えるかも知れない、それが請求あつた場合には、結局これはこの場合は裁判でありますから、結局裁判所において最終的に解釈する、こういうことになるだろうと思ふのであります。そこでこの請求を待つて論じたいことは、教育委員会の解釈に任せたこと、こういう意味ではないのであります。すべてこのやういふ刑事事件につきましても、例えばこの場合についていふと、甲の学校ではこの教職員の動によつて非常に学校の教育が乱された、こう外から要らんことをけしかけられては困ると思へば、その教育委員の学校に請求するであります。又乙の学校においては、同じ働きかけがあつてもその学校自身が何もそれに動かされぬ、偏向教育も何もやらない、ただ外から来たというだけで実害も何もなかつた、そうすると教育委員会のほうではそれが別に迷惑ではないから、迷惑な結果は引起さなかつたのだ

から、殊更にそこまで検事局のように持出さなければならぬというところはあります。それだから、これはその場合の場合の事情に応じてどう、いわば被害者の管理である、その管理に責任を持つ教育委員会が、これは迷惑だから一つやめてもらうために請求するということ、その裁量に任せたのであります。この請求に待つていうことによつて教育委員会が偏向教育なりや否や、言葉を変えて言へば、基本法八条の二項、或いは今度の法律案の第三条ですか、その解釈を教育委員会に委ねた、こういうことにならないのは当然であります。

○永井純一郎君 いや、その大臣の答弁がわからないのであります。今大臣も言われましたように、親告罪のやうなものだと言われた、それはその通りでしよう。そこで法の解釈権といひますが、それが教育委員会にあるといふやうなことを私申し上げるのではなくて、その教育委員会の請求を待たなければ裁判も何もないわけなんです。それから、そこで親告罪のやうなものになるわけなんです、それだからこそ裁判権がある、解釈権があるといふことを申し上げるのじゃない。それだからこそ教育委員会が非常に重要で、やはり偏向でないと思へば、これはやはり教育委員会は申請はしないと思ふ。そこで、そのやうな立法におきましても重要な役目を教育委員会に持たせておられるわけでありまして、例えば今事例をとられましたやうなやういふことを調査してみても、殆んど教育委員会はそれを、恐らくこの現在であればこれを請求しないと思ひます、こういう事例だと殆んど請求しないことに傾す

る事例の報告だと思ふのです。この大部分は。特に山口県日記の場合だつて、これはただ、偏向だとも何とも言わぬのですから、恐らく資料を送つて来た程度ですから、これもやはり請求はしないといふやうなことが考えられると思ふのです。そういうふうにかえますと、私はどうもこの二十四の事例は勿論のこと、こうして中立性を保持されてない事例の報告をわざ／＼求められたが、殆んど該当事項はないといふことになつておるわけですか、それにもかからずわざ／＼この法律を私は出して来られるという根拠が非常に薄いように思つて来るわけなんです。山口の場合が明らかにあつたやうな事例でさえもないのですから、これは、この報告は何に使つてもいいで報告を取りになつたんでしようか、初めは、十二月二十三日はですね。

○国務大臣(大達茂雄君) 文部省として学校教育の事情について知つておらねばならぬ、これに無関心であることではない、これは当然のことである。偏向教育が行われておるといふことは、学校教育面においては非常に重大な事実であります。でありますから、文部省は当然にやういふ事例があるのかないのか、どういふ状態に於いて行われておるか、そういうことを文部省当然の任務としてそれを承知していななければならぬのであります。これを他に特に利用するとか、何の道具に使つとか、そういうことではない、文部省はさういふ学校教育の状態について知つていなければならぬと思ふのであります。

かりました。そうしますと、仮におつしやる通りであるといひまして、教育委員会が松原先生の先ほど仰せになりました通り非常に重要な役目を引受けることになりました。ところが松原先生が言われました通り、まあ充実にしておらないと思ふのです。私、教育委員会、地教委は、ところがそれがこの重要な役目を引受けるといふことになれば、これはなか／＼困難なことになると思ふんです。恐らく山口県日記以上のものは私は実際には日本にはないと思ふのです、あゝいふ顯著なるものは。それ以下のものではあれば幾らやつてみたつて、私は教育委員会は法律ができて、恐らくその罪を請求するやうなことになる事例は殆んど私はないのじゃないかと思ふのです。併し文部大臣がこの法律によつて必ずやういふ偏向教育は是正して行くのだといふお考えが若し確固としてあるならば、私は地教委を育てる途を何か同時に講じなければこれはできないのじゃないかと思ふ。この点は如何ですか。

○国務大臣(大達茂雄君) 私どもの考へでは、仮に偏向教育があつたからといつて、偏向教育があつてはこれは困るのであります。偏向教育をするやうにやういふ教職員の動によつて、それがあつたからといつて、必ずみんなそれを罰則を以て当てはめて行かなければいかん、そういうふうには実は思つておらないのであります。(法律はどうなつてゐるか)と呼ぶ者あり。その時々の状況に応じて、その実害の模様、その他によつて弊害のあるものは罰せられて止められればそれでいいのであります。それはつまり現地にあり

ところの教育委員会の請求を待つて罪

を論ずる方法をとつた理由はそれにあるのです。教育委員会は偏同教育を教唆煽動するような、つまり偏同教育であると教育委員会が思うようなことを、教唆煽動する働きかけがあつた、こういう場合においても必ずしも請求はしないかも知れない。それは他の被告罪においても同様であります。いやしくもそういう法律できめた犯罪がある場合には、虱潰しにことごとくそれを罰しなればならぬという場合もあります。しようし、又被害者の考え、そのときの状態によつて、親告を持つて罪を論ずる、こういう場合もこれは刑罰法論には多々あり得る事例であります。この場合には請求を持つてその罪を論ずるといふことにしたほうが適當である、さように考えたのであります。この教育委員会が何か特に強化しなければ、この任務は果せないというふうなお言葉でありましたが、私は教育委員会は非常に迷惑をして、これでは困る、こういう場合に請求をするということとは、そう非常な大きな組織を持つたり、非常な強い力を持たなければできないものとは思つておりません。ただ一般的に言つて地方教育委員会がまだ生れたばかりであつて、そうして機能において頗る不十分な点がありますから、それが全體的に育成強化されるということは、日本の教育を振興する上において大切である。これは私は常々そういうふうに考えております。

○永井純一郎君　私が地教委を強化すると言いますか、充実、整備するといふふうに申上げましたのは、まあ必ずしも今大臣が言われるようなことでなしに、この前の証言でみても明らかになうに、政党の人が相当いのです。

ね。そうすると明らかにまあ或る特定の政党の人が教育長であつたり教育委員長であつたりすれば、これはもうその人は私は政治的中立をみずかから……、中立の立場ではないわけでありますから、そういうことを制限するとかというようなことが同時に先に行われておらないと、その地教委の請求を待つて論ずることにしたわけですから、非常に杜撰な法律になるのではないか。目的を達するのではなくて、逆に地域社会間に非常な騒動を起す、くだらない、つまらない波紋を画いて行くといふことのこれが一番の根源になつて来る、而も選挙ごとになつて来うなことが行われるという危険は私はこれは何人も認めなければならぬと思ふのです。ところがそういう同時に必要な措置を講ずるといふのは一つもここに出て来ておらないのですね。私はそういう意味のことは当然おわかりになつてゐると思つて申上げたのです。そういう意味なんです。そういう措置は必要ないものかどうか、先ずその点をお尋ねいたします。

○岡務大臣（大達茂雄君） これはこの問題には限りませんけれども、教育委員の受持つておる仕事は、政党の都合で左右されるということがあつては、これは困るのであります。併しながら同時に教育委員会は直接選挙によるものでありますから、要するに地域の、地域社会においてその人々がこの人に任せる、やつてもらう、こう考えて出す。その点でその地域社会の代表としてそういう一党一派に偏したようなことではない、こういうことはその本人の心權えとしてはあるべきであると思ひます。併しいやしくも政党に所屬して

おるものは教育委員にはなれないのだ、それは全体の奉仕者として公平に仕事をしなければならんから。こういうことであればこれはその政党というものには私は成立たなくならないと思う。それは知事の場合でも同じことであります。又国会議員でも同じことであります。一体政党というものが自分の一党一派に偏して、それだけ自分の利益を以て臨んでおるものであるというふうには私は考えておらんのであります。政党というものは公事に尽すために、自分が國なり公共団体のための最善と考える政策、最善と考える道筋をとつて行くものである。こういうふうに考えて、それで初めてこの政党政治というものは是認されるものだと思う。政党というものは初めから國とか地方公共団体の利益と乖離してそうしていまいゆる朋党を聚集して、仲間だけの利益に終始するものであるという前提に立つたならば、これは到底政党政治なんというものは容認されるべき筋のものではない。實際においては必ずしもそうでないだろうと思ひます。實際においては併しこれはどうも地域民衆が、その人を以て代表者として選んだ、それがたま／＼そういうことがあつたからといつて、一切政党に入つてはいかない、これは学校の先生の場合でも同様であります。学校の先生が政党に加入しておられても何ら差支えないのです。ですから政党に入つてゐる人が出たからいけないのだから、先ず先立つて教育委員会は政党に党籍のない者でなければ資格がないのだということとはなかなか全体の制度から見て、一足飛びの結論にはならんと私は思うのです。

○相馬助治君 関連質問。私は午前中の松原委員の質問に連関して質問したいと思つたのですけれども、今永井委員の質問されておるこの中立法案の請求権の問題については、衆議院の速記録等を調べてみても、このことについて大臣が正面から明確に答弁をされたのは、この今のやりとりが最初のやりとりで、この今後はこれはこればいいように思ふのです。それで私はこれは非常に重要だと思ふのです。いわゆる請求権の問題に關して、永井委員が申しておることは、予想される現実に照らしてこの請求権というものに對する、立法者の法的な解釈を伺つておると思ふのであります。ところが今の大臣の答えを要約いたしますと、一と、その請求権は地域社会の現実に照らして、或いは請求権者の主観的判断に照らしていろいろな場合が予想されると、そのようなことを言つておる。私はこれは立法上から言つて非常に問題だと思ふのです。と申しまするのは、大達さんは善意を以てこの法律案を作つておるかも知れない。併し法律ができてしまえば大達さん個人の意思で、あるとか、現在の吉田内閣の意思などというものを離れて、法律は法律としての権限と効力を持つて来る。そこでこの請求権の問題だけはどうしても法的に明快ならしめなければならんと思ふのです。

従つて私は二点ほど永井委員の質問に連関してお尋ねしておきます。先ずこの請求権を持つてゐるのは単独の行政委員会であるとか、或いは国家公務員である学長です。親告罪なんかの場合の請求権とは違ふのであつて、かような公的な性格を持つ委員会並びに公務員の場合には、請求権を保持してお

るといふことは、逆にいえば請求の義務がある。具体的に申しますならば、成立を見ようとするところの中立の確保に關する法律に違反した事案が生じた場合には、主観的な判断を成るべく抜きにして、この法律の命ずるところに従つて請求するところの義務が私は当然その委員会に賦課されていると思ふのです。そういうふうに考えてみますといふと、あなたの答弁の地域社会の現実に従ひ或いは当該委員会の判断によつて種々なる形が生まれて来るといふがごときことを言うことは現実としてさうなことがあるといひましたが、立法者の意思としては、さうなることは非常に私は間違ひであると思ふのですけれども、この点に關して明確にされて欲しいと思ふのです。

○國務大臣(大達茂雄君) 請求権のある場合には、半面から言うところの義務があるといふふうにおつしやいましたが、私どもはこの法律案の解釈においては義務があるとは思つておらんであります。

○相馬助治君 答弁の途中ですが、そこが大事なところです。私は義務があると明確に申上げたのではなくて、その場合には請求権者は親告罪のような場合と違つて学長であるという国家公務員である、それから教育委員会であるという単独の行政委員会でありまゝです。こゝいう公的なものにこゝいう權利を与へられたことは、憲法が何条かに書いておきますように、憲法並びに法律を公務員は民衆に先んじて守らなければならぬという規定がある。従つてそういう規定からいふと、中立法案が憲法であるとなしにかかわらず、中立確保の法律案に違反

した事案が生じた場合には速かに請求する権利があるということは、同時に義務があるということも含んでおるのではないかと、こういう意味で申したのでございます。義務があるということに私は焦点を置いて言うておるのでないのではありません。

○國務大臣(大達茂雄君)　そういう教育委員会が自分の見るところで、この法律案に該当するところの教職員が、あつた、この場合においてまあ義務があるとかないとかいつて、又これはいろいろ意味が違ふ場合がありますけれども、この場合に必ず請求しなければならぬ、こういうふうには私は思つておりません。これはやはりそのときの、これは一般の犯罪は先ず何がとも告発することができ、刑事訴訟法によつて、と私は記憶しております。若し間違へば訂正をいたしますが、刑事訴訟法において誰でも告発することができ、一般の犯罪であれば、併しこの場合は一般の人に、教育委員会以外のものは告発することができないといふのは、一つのはつきりした問題であります。これはまあ教育委員会といふのを事例にとつております。学校長とかその他のものがありますが、その以外のものの告発といふものはない、こういうことに法律で規定してあるわけでありまして、そのわけは先ほど申し上げましたように、実際に及ぼす影響その他の点から教育委員会として、これは一つ罰則を以てとめてもらわなければ困る、こういう場合に請求をする、これは決して新しい立法ではありませぬ。他にもかような立法例をとつてゐる場合は、先ほど報告罪のように申しましたが、これは報告罪に言わ

ば似たようなものだと思つたので、正確に言へば無罪報告罪ではありません。他にも事例はあるのでありまして、例えば独占禁止法、これは私的独占或いは不当取引制限違反のものでありますが、こういうものが公正取引委員会の告発を待つてこれを論ずる、即ちつまり公正取引委員会という公の機関の判断を待つて、その告発を待つてこれを論ずる、或いは又労働関係調整法のいわゆる按打争議の禁止違反に対する罰則、これは按打争議といふものは違反として罰則を以て止められてゐることでありまして、併しそれがあるから直ちに罰則を適用するといふのではなく、労働委員会の請求を待つてこれを論ずる、こういうふうになつておるのではありません、そのときの事情に基いてこの場合は教育委員会でありまして、教育委員会がこれは罰則の發動を待つてゐる、この考えの場合に請求する、その請求を待つて初めてその可否を論ずる、こういうわけでありまして、法律上は法理上何ら差支えないものであると思ひます。

○相馬助治君　立法の段階における善悪の意思は常に請求権が先んじて、そののちに初めて裁判に付されて、これが科罰行為に該当するかどうかについて解釈することは一應それは私は肯ける。ところが私どもがこの請求権の問題に絡んで、どうしても確かめなければならぬことは、教育の現場を知つてゐる者からいいますと、以下述べられるような場合があり得ると思ふ。即ち警察官が新たにこの政治的中立の確保に関する法律案の違反の事犯と認定するやうな問題が学校に起きている、この場合には、逆に警察長が教育委員会

に向つて請求権を請求する、これは一つ請求して下さい、こういうことが現実であり得ると思ふのです。その場合に委員会は法の建前から言へば、これは拒否できると思ふ。いや請求しない、これはできると思ふ。これをその拒否した場合に、警察長がこれを請求するところの、拘束するところの法律は他にないやうですから、この場合には問題はないと思ふ。ところが現実の問題としては警察長が請求権を請求して来たといふときには、私は教育委員会といふものはその請求権を拒むといふやうなことはできないと思ふのです。こういうやうなことから考へて来るといふと、この請求権といふものは単なる手続的なもの、請求権を發動する意思の中に、すでにこの中立確保に関する法律案違反の内容を含めて請求しておるのか、これが問題になつて来る。ところがあなたの言うところでは、この程度のことでは地域社会から見ると請求する必要がある場合には請求しないといふ。そうすると、明らかにその請求権の内容の中に予想してゐるものがある。そうすると単独な行政委員会である教育委員会が、裁判所が最終的に判断をしないやうなことを判断の中に加へて請求しなければならぬ、現実には、かようなことを眺めて来ると、私は先ほどから言つてゐる通り、立法者は善意の意思を持つてゐると思ふ。あなたたちはそんな面倒なこと考へないし、さやうなことは予想もしないとおつしやるかも知れない。これは大達さんであつても命がありますから、大臣としての使命の終る段階が必ず来るのです。その場合に立法者の意思を離れてこの法律が

口をきくことを想定しますと、私はこの請求権といふのは非常な問題だと思ふので、これらの点について一体如何に判断し解釈して行つたらいいのかといふことを、もう一度お示し願ひたい。

○國務大臣(大達茂雄君)　初めに申し上げておきますが、この法律が成立した場合に、これは文部省が立法者であるとか何と云ふやうなことは無論あり得ない。これは国民の意思を代表して国会がきめるので、つまりこの法律案は国会の議決によつて、国民の意思として決定せられるのであります。でありますから、この場合にこの法律の動き方について文部省が差出がましいことを言ふ余地はないのであります。ただ我々は現在の学校教育の現状から見て、かような法律を出したほうがよい、と、こういう結論に達したから、この提案をして御審議願ひたい、と、こういうことではありますから、その点は先ず以て申上げておきます。

それから教育委員会に対して警察官から請求することを請求するといふやうなお話であります。これはどういふことでありますか、私はどういふ場合はあり得ないと思ふのです。『あり得ます』と呼ぶ者あり。それは事実問題として警察官がそういうことを請求したらどうですか、といふやうなことを言ふ場合はあり得るでしよう。これは併しどの場合だつてあり得るのです。この場合特にそういうことが、殊に警察官の職務として当然に警察といふ名前を以て請求するといふことは、これはあり得ません。警察官が或いは自分が手柄をたてるとか何とかいふことで、そういうことを承知して場

合に、あなたの学校は随分ひどいらしいが、あれは請求されたらどうですかといふことを言ふやうな場合は、これは絶無とは申しません。これは問題は何かこの問題だけとは限りません。それはいづれの場合にもあることであります。被害者に対して報告したらどうですかといふかも知れませんが、警察といふ役所の名において請求する、こういうことは法律の許さんところである、あり得ないことであると私は思ふ。それから教育委員会が請求する場合には、無論偏向教育に対する教職員の動きがある、この場合に請求するはずはありません。この場合に無論これは一般の個人が犯罪を告発する場合でも、これが横領になるとかこれが何々である、こういうふうには、その人の考えで刑罰に触れた行為であると考えた場合に告発するのであつて、その判断が適当であつたかどうかといふことは裁判所できめる。決して裁判所を拘束する力も何もない、これは当然な話であります。全然この刑罰、法律に触れるか触れんか知らずに請求するといふことはあり得ない。少くとも教育委員会の判断においてはこれに触れるかを請求するはずはありませんし、それは当然に如何なる場合にも同じことでありまして、これが教育委員会が裁判官のきめることをあらかじめ判断するのとはおかしやないか、と言われ

るならば親告罪の場合であらうとも、普通の犯罪について個人が告発する場合であらうとも、或いは檢察官が起訴する場合であらうとも、これは皆同じことでありまして、これは何もこの法律に限つたことではないのであります。

○高田なほ子君 ちよつと私伺つておつて非常にわからなくなつて参りましたから、大臣もよく聞いて答えて下さい。この教育委員会の処罰の請求権は、明らかにこれは檢察権発動の請求だと思ふ。檢察権の発動の請求権を持つて来るわけでありませう。この場合大臣の御説明によれば、或る村では教育委員会が偏向教育をするように教唆扇動したと認められた場合にはこれは請求するわけですね。そうすると甲の村の教育委員会の主観的な考え方によつて、どうもこれは偏向教育をするように教唆扇動しているなといった場合には、これは明らかに檢察権の発動が請求されるわけですね。ところが同じようなことです。同じようなことがあり得るのです。全国に。この場合に乙の村では教育委員会の主観によつて、これが偏向教育を教唆扇動しているのではないといった場合には、この檢察権の発動を請求しないわけです。こうなりますと、同じような事例であつた場合でも、甲の村と乙の村の教育委員会の態度、主観の違いによつて、これはいろいろな形になつて問題が發展されて来るわけですね。そこでこうなつて参りますと、教育委員会の主観によつてこの処罰の姿というものが各種各様になつて参りました場合に、この教育界の混乱というものは、容易ならざる様相を呈するのではないかと、こういうふうには判断するので、先ずこの点大臣が、こういうふうには、私が理解するように先ほどおつしやつておつたのかどうかということを確かめましてから、もう一問させて頂きたいと思ひます。

○國務大臣(大達茂雄君) お言葉の通り、教育委員会で同じような教唆扇動が行われた場合に、甲の教育委員会はこれを偏向教育の教唆扇動として請求する場合があります。それから仮に偏向教育の教唆扇動なりと考へても、必ずしも請求しなければならぬというのではない、これは先ほど相馬君に申上げた通りであります。自分の考へでそれがあつても差支えない、こう思へばこれは何も請求しなければならぬというのじやありません。それから同じ事例について、他の教育委員会においては初めから偏向教育の教唆扇動と認めない場合があるかも知れない、その場合には勿論請求するはずはありません。でありますからして、同じような行為について甲の場合には請求をし、乙の場合には請求をしないということが当然にあるわけでありませう。そのほうが実際に適當していると思へてゐるのはその原案であります。法律案はそのほうを適當とする。いやしくも或る一つのことがあれば、学校によつてはそれによつて非常に内部の教育が揺さぶられて困るようなこともあろうし、あつても何も平気で一向に動かされんという学校もある、その場合には何から何まで皆処罰しなければならぬというのではないので、これは丁度親告罪とか先ほど申上げた他の請求を待つて裁判をするような場合も同様であります。同じようなことが行われても罰する場合と罰せざる場合とあるということがあります。そういうほうが實際はよろしかう。いやしくもそれをやつたから風つぶしに探し出して皆罰しなければならぬ、関係者は困つてもおらんに罰しなければならぬ、こういうのではなく、このほうがよろう、

り、教育委員会で同じような教唆扇動が行われた場合に、甲の教育委員会はこれを偏向教育の教唆扇動として請求する場合があります。それから仮に偏向教育の教唆扇動なりと考へても、必ずしも請求しなければならぬというのではない、これは先ほど相馬君に申上げた通りであります。自分の考へでそれがあつても差支えない、こう思へばこれは何も請求しなければならぬというのじやありません。それから同じ事例について、他の教育委員会においては初めから偏向教育の教唆扇動と認めない場合があるかも知れない、その場合には勿論請求するはずはありません。でありますからして、同じような行為について甲の場合には請求をし、乙の場合には請求をしないということが当然にあるわけでありませう。そのほうが実際に適當していると思へてゐるのはその原案であります。法律案はそのほうを適當とする。いやしくも或る一つのことがあれば、学校によつてはそれによつて非常に内部の教育が揺さぶられて困るようなこともあろうし、あつても何も平気で一向に動かされんという学校もある、その場合には何から何まで皆処罰しなければならぬというのではないので、これは丁度親告罪とか先ほど申上げた他の請求を待つて裁判をするような場合も同様であります。同じようなことが行われても罰する場合と罰せざる場合とあるということがあります。そういうほうが實際はよろしかう。いやしくもそれをやつたから風つぶしに探し出して皆罰しなければならぬ、関係者は困つてもおらんに罰しなければならぬ、こういうのではなく、このほうがよろう、

○高田なほ子君 そうですね。甲の村におきまして同じことをやり、乙の村で又同じことをやつた場合に、不幸にして甲の村でやつたために檢察権の発動の対象になる、これは全く災難と言ふよりは何か仕方ない。つまり法律は、すべての国民の基本的な人権を保護するために法律がありながら、大達文相みずからこの法律は教育の中立性を守るための法律である。保護の法律である、こういうあなたの本質的なお考えと、現実の面においては天災というやうな形でその人の身の上の禍いがふりかかつて来る、百歩退りまして、それは裁判によつて物事を決するのだからそれでいい、甲の村と乙の村という／＼あつても、結局において裁判によつてこれが決定されるのだからいいだろう、こう言われるかも知れませんが、それは余りにあなただけの教育の現場を御存じにならない、先般の武佐中学における証人喚問でも、御承知の通りに政令三百二十五号の容疑で以て学校に警察が調べに来たというのに、又この理由で教員がやめさせられてゐる。即ち檢察権が発動されると、封建的な地域社会においては、やはりそれが非常に問題になり、教育のその場の空気を混乱させ、白紙の児童の教育上にも与える影響というものは極めて大きいのであります。法律専門家はとりもなおさずこうしたまいまな偏向教育の基礎というものがどこにあるかという点に非常な注目を与えてゐるのである。大臣がそれでいいというように強弁なさつてゐるかどうか、かりませんけれども、それが正しいというお考え方については若干私も疑義

○相馬助治君 今のことについて、それではどうしても聞いておかなければならぬと思つてゐるが、請求権者は被害者側だと思つておりましたが、即ちこの請求権が発動される場合は教育委員会の守る利益というものは、教員側の利益を守つてゐる立場に立つてゐると思へますか。

○國務大臣(大達茂雄君) 刑法で言うところの被害者という意味ではありません。先ほど親告罪とは似てゐるけれども、そういうものと同じものじやないと思へます。親告罪の場合は被害者と申上げたのは、親告罪の場合は被害者です。被害者が親告するのです。この請求というものはその關係しては、責任をもつて關係をしてゐる公の機関、この請求を待つて居る。先ほど、申上げた例えは労働委員会が被選挙権について請求権を持つ、それと同じようなことではあります。

○相馬助治君 私親告罪を提出したのを大臣はちよつと聞き違へられたのですが、この告訴権者は親告罪の場合には被害者であり又は親族だが、この場合には第三者機関なので、これは私は違つて来るというのを言つておるのです。私が聞きたいと思つたことに答へてのあなたの答弁で、捜査機関が逆に教育委員会に請求権を要請するようなことはないと言つてゐるが、これは明らかにあると思つてゐる。と申しますのは、少しも聞いて下さい。教唆扇動が行われたという事実はどこで行われるかというところ、行われた結果は学校において現われますから、教育委員会がよくわかります。併し某所において、某地において行われたということ

の事態は外部です。そうすると、このことを言うことになれば、教唆扇動の事実はいさゝか外で行われることが通例であると思へるべきだと思ふ。そういうやうなことになる、教唆扇動の行為を探究した捜査機関というものと教育委員会というものととの場合には、この事実を免早く的確に知るものは常設的に捜査機関であると思へるべきだと思ふ、現実の問題として、いろいろな場合があるけれども、教唆扇動を或る場所において或る時に或る人によつて行われたというやうなことを免早く正確に探知して、この中立確保維持の法律案に違反した事犯であるとかみ得るものは行政委員会である教育委員会よりはむしろ私は捜査機関であると思ふのです。そういう場合には明らかに捜査機関はこういう教唆扇動が行われてゐるではないか、あなたたちはなぜ請求しないのか、こう言ふことは私はあり得ると思ふのです。いわゆる個人が、巡査が功名争ひにどうだめをふんじばつちやいなというのではなくて、公文書を以てやるかやらんかは別だけれども、ともかく捜査機関がこういう事犯があるぞと、こう言つて請求権を要請する場合があります。と申すのです。こういうことを考へて来ると、この立法趣旨から言つても、この法律が仮に成立して適用される場合にも、この請求権というものをどういふやうに解釈するかというところが非常に大きな問題になると思ふので、だから私が今聞きたいことは、捜査機関から逆に要請されることはないかというやうなことは、私はないと思へないから、又ないと思つてゐるかどうか。相馬の話を聞けば、成るほどそういうこともあり得る

適用できないということになる。事実上できないということになりますので、私はこの際大臣にお尋ねをいたしますが、一関の一教員の発言は偏向教育を教唆・扇動をしたことになるのかどうか、その点をお伺いできればと思います。りして来ると思います。

○国務大臣（大達茂雄君）　これは前に

も申上げたと思いますが、ここにその事例というものは、この事例を通してその学校において偏同的教育が行われておるであろうということを推察し得る資料として提出したのであります。これはそれなら表題をもう少し少しういふに替へて言われれば、成るほどもう少し詳しく書いたほうがよかつたのでありますが、只今引例された岩手県の場合でも、これは職員会議のときの発言であります。教育それ自身ではない。だからこれは職員会議における一人の先生の発言でありますから、この発言が教育であるということはない。従つてこれを偏同教育だといふ意味ではないのであります。これは他の事例についても同じであります。す。今おかしな「それじゃ何の事例だ」と呼ぶ者あり。ただどういふ先生がその学校にいる。こういう考え方を以てその学校で教育をしていこうとすることが、一國の学校において偏同教育が行われていると、こういうことを推定せしめる資料ではないか。前々からそう言つてある。これは資料をよく御覧になれば……前からそう言つてある。末端の学校において偏同教育が行われているのではないかと、いうことを、そういうことを判断する資料として出したのだ、こう申上げています。でありますから、更にこれが教唆煽動になるかどうかというところであります。これはこの法律には触れませんが、この法律にはこの発言は……この法律は犯罪として成立するための要件が第一は一定の目的を以て教唆煽動をしなければならぬ。第二に一定の組織又は活動を利用し、これを通つて行ななければならぬ。そうい

てその内容が偏同教育をせよ、というこの教唆煽動でなければならぬというふうな条件がありますが、この法律によつてこれが処罰されるかと言われれば……これは併しわかりませんが、それらの事例が、裁判所においてその具体的事例について調べてみなければ、三行や四行のものでこれは法律に触れる、これは入らん、こう簡単に裁判がきまるものならばこれは極めて簡単なものだ。それがために裁判所というものは長い間の時間をかけて、そして必要な組織を持つて弁護士もつき、検察官もつき判断をする裁判官もおつて、それで具体的事例がその罰則に該当するかどうかということとを判断するのである。だからここに書いてあるそれがすぐ犯罪になるかならんかということば、觀念の上で、例えば山口県日記のような場合に拘つたものならば、これは言えるでしょうけれども、裁判というものもそういうものだと思ふ。その意味で御覧願いたい。これは初めからその意味です。○荒木正三郎君 私は裁判の話を聞いていないのです。私はこの法案を提出した文部大臣の所見というものを伺つてゐるのです。偏同教育に対する所見を伺つてゐる。私の聞いてゐるのは一つの事例です。これは山口県日記でもよい。武佐中学の事例でもいいです。私は今岩手県の一國の事例を引いただけなんです。私はこの文部省が出された資料は偏同教育の事例としてお出しになつてゐると思ふ。だからどこを引こうと構わない。山口県日記でもどこでもいいわけなんです。併し一つの事例を或る人は偏同教育だと判断する、ところが或る人は偏同教育じゃな

いと判断する、そういうことが私は實際上あると思ふのです。そこでそういうものでは法の公正な運営というものはできないと言ふのです。従つてどうしてもこの法を公正に運営するためには、偏同教育というものの誰が一律に判断される基準というものがなければならぬと言ふのです。そういう基準がなくて主観によつて判断するということになれば、これは大変なことになる。そこで私は聞いておるのです。私は文部大臣は、文部省はこれにお出しになつた資料を偏同教育の事例として判断せられてお出しになつたものだと思つておりました。いろいろ言ひ廻し方をせられますけれども、そうだとばかり思つてゐる。けれどもこれは何ですか、これは根本から考え直さなければならぬ。私はこれは文部省が偏同教育の事例だといふうにおおしになつて我々に資料としてお出しになつたものだと思つてゐた。そうでないのなら、これは根本的にそれではどういふ資料なんだということから尋ねて行かなければならぬ。それは別として、偏同教育というものは、私の考えでは一定の基準があつて、それに照してすぐこれは偏同教育だ、これは偏同教育でない判断したい性質のものだと思ふのです。従つてその判断は個人によつてまち／＼の場合が起つて来るということとは十分あり得ると思ふのです。大臣はどうお考えになりますか。

○国務大臣(大達茂雄君) 偏同教育といふのは、これは省略してそういう字を使つてゐる、正確に言へば、今度の提案した法律について言へば特定の政党を支持させ又は反対させるための教育、これを偏同教育という俗語と言いますが、余り長つたらしいから、そういう言葉で言つておるのでありますから、その点は申上げるまでもなく念のために申上げておきます。そこで特定の政党を支持させ、又は反対させるための教育という言葉についてそれは人によつてそれ／＼具体的事例について、それがこの枠にはまるかはまらんかということについては、これはそれ／＼の人の見解によつて分れるであらうと思ひます。これは併し客観的に機械できちつと分けるような方法はない。すべての法律というものは、その説む人によつて判断が違ひ、解釈が違ひ、これはやむを得ないのであります。できるだけそこに大きな開きの起らんように努めなければならぬことは当然でありますけれども、併しだれでも解釈が絶対に一致するような書き方なり、そういうものは法律には私にはあり得ないと思ふ。あり得ない。極めて明瞭な事柄についても、例えば保全経済会というものがやつたことが、あれが詐欺になるのかならんのか、これはいろいろ法律学者の間においても違ひだらう。恐らくこの事実についても、それはどういふやむを得ない。それで最終的にきめるのは裁判所です。裁判所であつても、下級裁判所と上級裁判所の間に解釈の違ひ場合がしばしばあります。常に見受けることであります。これは法律の解釈というものは、それは説む人によつて解釈が違ひといふことはこれは当然であることでありまして、これは物理でも機械でもないのであるから、あることであつて、そういう理窟には全然ならない、全然

ならないと思ふ。○荒木正三郎君 それは私は文部大臣がより極端なことを言つておられると思ふのですが、少くとも刑罰を以て処する法律において、どういふ行為をしたら処罰の対象になるのかならないかといふことは、これは私は明白なものであると思ふ。二年の懲役になるか、一万円の罰金になるかといふことはわからんにしても、例えばスリをする、人の物を盗むとか、出来心で盗んだにしろ、盗んで処罰されない場合、無罪のときもあり得ます。執行猶予の場合もあり得ます。いろいろあるけれども、それは明白です。常識を以て考えたならば明白になつてゐると思ふ。人の物をとる、そういうものが解釈によつてこれが無罪になるかならないか、そんなないまいなものではないと思ふ。少くとも刑法上の処罰というものは、そういう行為が処罰の対象になるかならないかといふことは明白なんです。明白でないものがあつたらおつしやつて頂きたいと思ひます。明白です。私の質問する要旨は、ところがこの偏同教育ということについては、仮に健全なる常識を以てしても、常識を以てしてもですね、判断したい点があるといふことを言つておるわけなんです。例えば一國の例を挙げました。一教員の発言が教唆煽動になるのかならないのか、こういう問題が私は起つて来ると思ふ。その他山口県日記についても、その内容をだん／＼調べて来ると、この問題が起つて来ます。健全なる常識を以てしても偏同教育であるかどうかといふことは判断しがたい場合がたくさん出て来る。そうならば午前中松原委員は、随分力説されま

したが、教員はこれによつて言うべきことも言われない、或いは十分な良心的な活動さえ制圧されるのではないかと、さういふ意味をお話になりましたが、さういふことが起つて来ると思う。さういふ意味においてこの偏向教育の事例というものが、事実というものが、これが偏向教育かどうかというところは、だれが判断しても常識で判断すれば該当するのだ、該当しないのだ、さういふものでなければならぬ。勿論細かく行けば、それは大臣がおつしやつたように、どんな刑法上の処罰を受けるものでも細かく言えばその境目はわからん点がありますよ。それは私はどんな場合でもはつきりできるとはさうは申しません。私もそれはあると思う。併し大まかに言つてもこの問題だけはなか／＼人によつて變つて来る性質のものだ、さういふことを言つておるわけだ。さういふことについて大臣ははつきり区別できるかどうか、甲と乙によつて異つた判断が生まれて来ないかどうか、そのことをお尋ねしておきます。

○國務大臣(大達茂雄君) これは先ほど申し上げましたように、人によつて判断が違ふ、これは当然あり得ると思ふ。併しながらそこにはおのずから限界があつて、さうまるつきり違ふものではない。若しそれが全然標準のな、つまり解釈のしようのないものである、さういふことであるならば、これは刑罰は現在ありませんけれども、基本法八条というものは同じような書き方をしておる、支持し又は反対するための教育、これは今日基本法によつて日本の教育の基本原則として取扱つておるはずだ。それが若しさういふ

書き方で全然わからんということであれば、一体基本法八条は今まで何の役もしていなかつたことに私はなると思ふ。罰則に付けられる場合には、これは勿論厳密に振張解釈のないように解釈されなければなりません。罰則を以て臨む、この今度の法律案については併しその場合に具体的行為が、具体的のやつた事実が果してこの法律の点に触れるか、それからいよいよゆる偏向教育としてこの事実が法律解釈上にもはまるかということ、これは個々の場合について判定する以外に私はないと思ふ。先ほど刑法のようなものについて疑いを入れんじやないかというお話をありまして、若し事例があれば言えとおつしやつた、私は泥棒だつてはつきりしない。これは刑法のうちにはたくさん議論があるはずだ。例えば私がこの人に私の物を貸しておいて、それで夜そつと行つてそれを持つて来た、それが泥棒になるかならんか、(笑聲)それはおかしくはない。これは刑法の上で幾らでもあります。それであればこそ各種の判例というものがあつて、この場合にも裁判所はさういふふうには解釈するが、又その場合に判例が覆つたら新しい解釈が成り立つ。法律というものは機械のようなものではない。人殺しでも同じことです。私が

殺つて、その次の人が殺つて、どつちが死の原因を与えたかということ、これはわからない。さういふ場合は幾らでもある。あなたはこの法律だけわかなくなつて、ほかの場合にはつきりわかるようにおつしやるのは無理です。ほかの場合でも、若しはつきり例を挙げたら(泥棒と教育は違ひますよ)と呼ぶ者あり)それは幾らでもあるので

す。それは失礼ですが、そんなにほかのもののように赤と白と色を見るようにはつきりしたものではない。

○荒木正三郎君 私は大臣とちよつと……、それは私のほうからはずしますが、そこでこの法案の提案者である文部大臣は、具体的にそれではこの挙げられた事例のうち、どれ／＼が偏向教育であると判断しておられますか。どれ／＼が該当しないと覚えておられますか、御所見をお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(大達茂雄君) 私はさうな事例が学校において現れておるといふことは、それ／＼の学校において偏向教育が行われておるだらうといふことを推定するに足るものである、かように考えております。

○荒木正三郎君 私の問ひ方がまずかつたのかも知れません。例えば山口県日記を、これを編集して子供に読ますようにした人は、子供に読ますようにする、或いはこれを先生方に配つて子供に読ますようにした人は、私はこの法律にいう教唆煽動者である、さういふふうになると思ふが、さういふことにならないのですか。

○國務大臣(大達茂雄君) 先生が山口県日記を子供に読ました場合ですか。○荒木正三郎君 山口県日記を編集して、これを教職員に配つた人ですよ。さうしてその人は明らかにこれを教員を通じて子供に教えるか教えないかはこの場合は別として、いわゆる或る子供に使わせようといふ目的を持つていて、さういつた場合は、この編集をした人じやないですか。なりませんか。○國務大臣(大達茂雄君) 山口県日記

の場合は県教組の編集であります。この法律にいうところの「学校の職員を主たる構成員とする団体」これに該当いたします。従つてこの県教組においてこれを教材として使へ、さういふことで渡した、さういふことになれば、これは教唆煽動といふことに該当すると思ひます。

○荒木正三郎君 そこで、山口県日記がいわゆる偏向教育であるかどうかという判断が的確になされなければならぬと思ふのです。偏向教育をするように教唆煽動をした、これは法によつて処罰されますよ、この法律によつて。その場合に、それでは山口県日記といふものが偏向教育であるかどうかといふことが私は問題になると思ふんです。そこで私は先ほど文部大臣にお伺ひしたんです。さうすると山口県日記は、これは偏向教育だと文部大臣は判断せられ、或いはその他の事例でどれ／＼を偏向教育と判断しておられるのか、或いはさうでないか判断しておられるのか、文部省のお出しになつた資料について一つ文部大臣の判断をお聞かせ願ひたいと、さう私は言つてゐるんです。

○國務大臣(大達茂雄君) 御承知の通り、教育というものは子供を相手にして先生がいろいろ説明をしたり話をしたり、而も時間をつけて行うものであります。でありますからして、ここに二行か三行書いてある、これを仮に読んだからといつてそれで偏向教育だとは私は言つておりません。又先ほどの一関のようなものは、これは教育自身ではありません。職員会議における先生の発言であります。たださういふこと

が学校において発見せられるということ、その学校において偏面的な教育が行われておるといふことを想定させるに足ります、かように覚えておることには前に申し上げた通りであります。教育といふものは、ただ一行二行読み上げて読むといふものではない、これは教育の本質上さうであります。だからここにその事例として一行二行書いてあることが即教育であると言ふことはできないのであります。たださういふ事例が学校において現れておるといふことは、その学校において偏向教育が行われておるであらう、さういふことを推定せしむるに足る資料である、かように覚えて資料を提出したのであります。今、山口県日記のやうな場合は、これは非常に長いですから、あれを子供に渡して、さうしてそれに説明を加えようといふやうなことをすれば、これは比較的はつきり偏向教育だといふことになると思ひます。併しその他の事例は極めて簡単なものであります。旭丘中学にしても、そこに書いてあることは簡単であります。この間の席でお聞きになりましたやうに、これはまあ教育でありますから、一連のさういふ事実を詳しく調べて行けば、これは偏向教育になると考えられる、さういふ意味において資料を差上げた。これは前からさういふことを申し上げてゐるものでありますから、さうにお取扱いを願ひたいと思ひます。

○荒木正三郎君 私の文部大臣に対する質問の要旨を十分理解して貰きたいと思ふのです。私はこの資料について尋ねてゐるじやないんです。この資料を使つて説明してもらいたいと言つてゐるに過ぎないんです。資料をど

う受取るかどう受取るかということに
質疑をしてるんじゃないに、この資
料を使つて、この資料のどれがこの偏
向教育になるか、この法案は偏向教育
をしただけ罰をさるんじゃない、併
し偏向教育を教唆煽動した者が処罰さ
れる。ですから私は今教唆煽動の方法
を聞いてるんじゃない、偏向教育の
中身を聞いてるわけなんです。そこ
でこの資料を使つて、どれ／＼がそれ
じや偏向教育と判断しておられるか。
少くとも法案を提出せられた文部大臣
は、そこは明快にお考えを持つておら
れると思ふんです。そこで私はもう一
遍聞きます。滋賀県の冬休みの友日記
です。これも教員組合が編集をし
て、子供に使わせる目的でこれは編集
してあるわけなんです。これはもう聞
違ひないと思ふんです。この滋賀県日
記は偏向教育であるかどうか、おつし
やつて頂きたいと思ひます。

○国務大臣(大達茂雄君) 滋賀県日記
も、山口県日記のように比較的詳細な
長いものですから、こういうものを
わざ／＼使つて、そうして／＼それ
に説明をする、或いはそれに基いて
感想文を子供に書かせる、つまりこれ
を教材としての一連の教育が行われる
場合には、それが偏向になる可能性が
非常に多い、かように考へておりま
す。

○荒木正三郎君 この一連の教育とい
うことは附加しないで、これは私が尋
ねてゐるのは滋賀県の日記です。こ
れそのものを尋ねてゐるわけなんで
す。これは中共から歸つて来た子供が
作つた文章を載せてゐるわけなんで
す。もう一つは或る本からとつて来
て、一九五三年ですかを迎ふるに當つ

てという一つの文章を載せてゐるわけ
なんです。これは私は實際問題として
軽い問題じゃないと思ふんです。若
しこれが偏向教育であるということが
はつきりすれば、これはもう日記を編
集するものはよほどの注意をしなければ
もう今後やつて行けないんです。
ですからこの滋賀県日記の内容を偏向
教育とあなたは判断しておられるかど
うかということなんです。これは今お考へ
にならなかつた、前から資料までお
出しになつてゐるんだからはずし
てゐると思ふんです。その他の一連
の教育なんか尋ねていません。これだ
けで言つてゐるわけなんです。

○国務大臣(大達茂雄君) これはここ
に出した事例は、この事例によつてそ
の学校において偏向教育が行われてお
るということをおもひとして、想定し
得る、想定し得る資料である、かよう
にこれは全部についてそう思つており
ます。でありますからして、これを提
出したわけでありまして。滋賀県日記に
つきましても同様であります。殊に滋
賀県日記は、これはまあ非常に上手に
書いてあつて、一見してはわからんよ
うに書いてありますが、併し最後の一
頁に、結論的に中共から歸つた子供の
作文を載せてあります。そうしてこれ
は相當に偏つた内容を持つてゐる。こ
れをまあ何学年か、これはちよつて私
も一遍読んでみただけでも忘れましか
れども、これを各学年に通じて一貫した
編集方針をとつてゐる、そこに私は偏
向教育をなさんとする意図を思はざる
を得ない。これを受取る教師の扱い方
によつては、直ちに偏向教育になるも
のである、かういふふうに思つており
ます。

○荒木正三郎君 そうすると、文部大
臣の考へでは、これを編集した人は、
今度の法案が成立すればそれに該当す
る、教唆煽動者に該当すると、かうい
う判断ですか。

○国務大臣(大達茂雄君) これは滋賀
県の教職員団体の編集であります。若
しこの編集者がこの法律に定めてある
ように、特定の政党又は政治的団体の
党派的勢力の伸張又は減退を目的とし
てこれをやつた、かういふことになれ
ば、私は入ると思ひます。

○荒木正三郎君 それでは、私は又若干
質問の要點がほかへ亘つて来るので、
関連質問としてやつておきますので、
質疑をすることをやめます。ただ教育
委員会がこれを請求する場合、罪の論
断を請求する場合には編集者の意図如
何によつて請求するといふ問題が起つ
て来ます。その問題が入りますから、
私はやめます。

そこで、ただ申上げておきたいこと
は、そういうことになりますから、私
どもはこの事例といふものを重視して
おるわけなんです。これは今後一々
の事例について大臣の所見を聞いて行
かなきゃならんし、多くの場合聞いて
行かなきゃならん。私たちの常識を以
てすれば、この滋賀県日記が偏向教育
だといふふうにとつても判断できな
い。それは私は左派社会党です。あ
なたがたから見れば偏つてゐるよう
に見られるかも知れない。(笑)私ども
から見ればあなたが見れば非常に偏つ
てゐると思ふのです。併しそんな主観的
なものでこれが決せられては困ります
。で、大臣がそう判断せられるの
は何人も納得する基準といふものがな
ければならんと思ふのです。その問

題は別個の問題としてお尋ねすること
にして……。

○高田なほ子君 どうしても腑に落ち
ないからちよつと聞かして下さい。

この「冬の友」日記は、教唆煽動の対
象になるということでは私は本當に重大
だと思ふのです。かういふことになつ
て参りますと、私は身ぶるいを禁じ得
ないのです。具体的に何を教唆煽動し
たといふことになりませんか、具体的に
おつしやつて頂きたい。「大要うまく
隠してあるけれども」と言われましか
が、私は何が隠してあるんだか不幸に
してわからない、私は頭が悪くて。何
が一体隠してあるのですか。そこを
おつしやつて頂きたい。(頭冥固)とい
うところだな。「能力がないんだか
ら、文部大臣は」と呼ぶ者あり、笑

○国務大臣(大達茂雄君) 滋賀県の日
記については、先ほど申上げたよう
に、一番裏のところに、中にも極めて
ちよ／＼書いてあるところがありま
す。例えば「治山治水の必要」とい
ふようなところにも、再軍備の費用を
やめてそれをやればかういふ水害には
ならんだろうとかいふような思ひを
なとところが、(それが何で悪いんだ
と呼ぶ者あり)書かんでもいいことが
書いてある。(めちやくちやだ)と呼
ぶ者あり、(笑)そうして最後の締め
くくりのように、結論的に各巻の終り
のページといふか裏のところに、(我
何をか言わんや)「こつちやつちや
まいだね」と呼ぶ者あり、その他発言
する者多し)何か書いてあります。
(委員長重大だよ、治山治水に廻した
らいい、それが悪いんですか)「御静

粛に願ひます」と呼ぶ者あり、その他
発言する者多し)中共から歸つて来た
子供の作文が出ております。これは一
口に言ふと非常に中共がいい國であ
る。(その通りだから仕方がないよ、
實際)と呼ぶ者あり、いい國である
といふことを極力書いてある。(本當の
ことを言つたら罪になるのか)と呼ぶ
者あり、その他発言する者多し)日本
はいや悪い國である。かういふこと
を書いております。この書いたのは
わざ／＼作つて書いたかどうか知りま
せん。本當に書いたんでもあろうかと
思ひます。けれどもこの編集者が特に
そういう点だけを抜き出して、そうし
て巻末に、すべての学年を通じての日
記の巻末にそれをずつと載せてある。
私はやはり一定の編集の方針というの
か、意図を以て編集されておると、か
ように、これは私の判断であります。
かように認定することは決してそう無
理なことではない。私はこう思
ふ。あなたがたのほうは社会党左派だ
から、感覚が違ふからそう思うだろう
と言われればそれまでです。けれども
私はそう思う。それでこれを教材に使
つて、先生がこれについて／＼の
説明をして聞かしたり、或いはそれに
ついての感想文を作文にして／＼と
いふことになれば、これは何とぞで
も偏向教育になり得る可能性を持つて
おると、かように私は考へておりま
す。(不安でしようがないよ)と呼ぶ
者あり)

○高田なほ子君 御説明の御趣旨はよ
くわかりましたが、お断りしておきま
すが、私は左派社会党でございますけ
れども、少くとも教育そのものは政争
の具に供すべきではない。私はそうい

う観点に立つておるのです。そこで大臣のお言葉でございしますが、治山治水の問題が挙げられて、それが大変にうまくないから、せめて再軍備の費用を削つて、というようなことも、これは該當すると言われましたが、治山治水をしつかりやらなきゃならないというのは自由党の政策ですよ。そこで再軍備反対というのは社会党の政策、そうすると、治山治水を挙げて再軍備反対ということになると、これは特定の政党を支持したり反対するということにならなくなつて来る。大臣のそれをおつしやつたことは、揚げ足をとるようでも、まづいいですけれども、そういう不明確なことをあなたは大臣として堂々この席で言つておられるということは私は遺憾だと思ふ。

輕率ではなかつたかと思ひますから、大臣の御答弁は保留するなり取消すなりして頂きたい。まだ研究の余地が十分あると思ふ。

○國務大臣(大達茂雄君) 編纂者の意図が中国から帰つて来た心算しであるところの子供たちを慰めるやうな味であるというようにことを言われましたが、果して編纂者がそういう考えでやられたのか、私は証人のとき聞いておりませんで知りませんが、まあ編纂者の意図はそうであつたかも知れない。けれども一体私から言つて、その子供を慰めるなら慰める途があるはずなんです。それを無理に教材として一般の教育の上にそれを使わせることによつて慰めるということとは私は了解はできないのです、そういうことは、そこでこれを見ると、それは子供が書いた字でわしは知らんと言われるかも知れないけれども、子供が書いたものであつても、これを教材として採用した人は、これを教材としての価値がある、と認めたからこそ採用した。価値があるじやないか、と呼ぶ者あり。だから価値があると認めたから採用した。パンがある、またそれを奨励する国が今までどこにあるだろう。これでも立派な独立国だろう。実になさない国家ではないか。これをわれ／＼国民が黙つて見ていられるだろうか。いや、そんなことは絶対にない。われ／＼国民として日本を愛するならば勇敢に立上つてわれわれ国民の利益を守る国家を作るためにがんばらうではないか。これを卒然として説めば別に差支えないかも知

れない。これを少し立入つて説明すれば、とんでもない偏向教育になる可能性はある。十分であると私は信ずる。

○高田なほ子君 これは強制的に与えられたものではない。私も日記であるからにはこれは強制的に子供に注入しよう、(それがするんだ)「やかましいぞ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。こういうような意図を持つておるものではない。こういう善意は私は教育者の言葉として、我々も又教育を守る立場の者として善意に了解することはできる。だが併し大臣は断じて了解することはできない。これは大臣の御自由だと思ふ。併し少くとも偏向教育そのものは犯罪行為の対象になるという重大な論議の中で、あなたは御自分の御意思だけをこで強く御主張になるといふことは、私はおかしいと思ふ。まして中国については過激な自由党の議員もお出かけになりました、それで中国という国がく／＼く／＼の国である、そして日本の経済の自立のためには中国との貿易というものを振興しなければならぬ、これは自由党の議員さんの多くのかた／＼がこの日中議員連盟の中にお入りになつていらつしやる。これくらいの見識をお持ちになつていらつしやる以上は、大臣が中国のことを挙げた日記であるから直ちにこれが教唆煽動の処罰をする対象になる犯罪行為、即ちこれは偏向教育であるという即断をなさるといふことは、やはりお互いにも少し研究する余地はないのであろうか、こういうふうに私は申し上げておるのです。如何でございませう。

○國務大臣(大達茂雄君) これは大体先にお答えした通りで御承知を頂きたいと思ふのであります。私は成るほど中国というものの現状はどうであるか、これは私は知りません。私は曾つて中国には長いことおりましたけれども、今日どうなつてゐるか、それは知りません。ただ自由党、殊に無所属でありますか、木村君なんかがこの間中国に行かれて、あなゆる点について中国を議政壇上においても紹介する、私は十日や一週間おつて、よく隅から隅まで徹底して御覧になつた、こう私は思ふのであります。ただこれは行つた人の感想であります。私はその感想通りに受取るか受取らんか、これは各自の勝手であります。でありますからして、議員団が行つてそういう報告をしたから中国というものはこういうものだというふうな御判断になることは勝手でありませう、それをみんなほかの者にもその判断に従えと言われても、これは私どもは御承知できません。そこで少くともこの書いてあることは、これはとにかく書いた人は中国から帰つた子供であるかも知れない。併しこれを教育資料として取上げたのは、これは編纂者であります。編纂者に責任なしとは言えない。なぜ一体中国から帰つて来た子供で、而も内地のこと、これは船から上つてよくわからんはずのものである。それを非常に国内のことを懸く言つて、これは観察が非常に浅はかである。それは子供が船から上つたばかりで、そんな日本のごとがわかるはずはない。わかるはずはないが、併し子供だからそう思つたかも知れません。警察がどうやらしておつた……、けれどもそれを教育資料として、その人間を慰安するためとか何とかいふなら別です。慰安するためには

教育資料に持ち込むといふことは私としては絶対に了解できない。それを教育資料として持ち込んだのは編纂者の意図である。だからこれを教材として、説明の仕方によつては私は偏向教育に容易になり得る可能性がある。こういうことを申し上げておるのであります。

○荒木正三郎君 私はこの滋賀県日記を出したのは、一つの事例が偏向であるかどうかという判断が人によつてまち／＼になるのじやないか、こういうことを大臣に尋ねるためにこれを出しているわけなんです。これについても明らかに私どもの判断と大臣の判断とは食い違ひが来ているわけなんです。併しこれは又いづれお尋ねすることにして、この際は是非伺ひしておきたい、確かめておきたいことがある。それは山口県日記はこの政府の提案の教唆煽動には該当しないといふことを言つておられるわけですが、文部大臣は、これは本会議の速記録にありますが、明瞭です。それが該当すると今日はおつしやつてゐるのは、衆議院の修正によつてそうなつたのかどうか、それだけをお伺ひしておきます。

○國務大臣(大達茂雄君) 成るほど政府原案の場合はさうな意味の答弁をしております。山口県日記をただそのまゝ子供に日記として与えたと言いますか、買寄せたと言ふか、それだけではこの法律には……、偏向教育にならんとは私は言わなかつたのであります。この法律に抵触するような、教唆煽動の対象とはならぬと思ひます。ただこれに附加して何らかの説明をするとかいふことになれば、これはその具体の事例について判定をしなければなら

第二点は、この作者の意図の問題になつて参りますが、この意図を推し測るといふことは非常にこれは困難だと思ふ。これは先般幸いに証人が参りまして発言した中にもあるように、中国から帰つて来た子供たちが母国に帰つて、長い間離れたこの母国に対していろいろ寂しいような気持もあるだろう、せめてこれらの帰つて来た子供たちを温かく迎えてやりたいという純然たる教育的な立場に立つてこの日記の一部を取上げたのだと、私はこれを了解するのです。殊更私は中国の悪口を言ふ必要もないと思ふ。又特段に中国を褒めそやす必要もないだろうと思ふ。そこで作者の意図は最も教育的な観点に立つて、極めて公平にこの日記として取上げたものが、大臣が偏向教育の事例として教唆煽動の罪に該当するといふことをこの場で言われたといふことは重大だと思ふ。大臣は少し御

第七部 文部委員会會議録第二十二号 昭和二十九年四月十六日【参議院】

第一九

らん、こういうふうには私は申し上げたように記憶しております。ただ黙つてこれを渡しただけでは、この法律に言うところの犯罪行為である教唆扇動の対象にはならん、たる行為とは該当しないだろう、併しそれに附加えて……これは速記録を御覧になれば、私はそういうふうと言つたと記憶しております。その場合にはそれ／＼の場合について具体の事例について判断をしなればならない、こういうふうに申したのであります。私は今度は二項が削除されて一項だけになつて、その代り「ための」という字が入つております。これは私の見解であります。私の解釈としては、その結果これは入る、偏向教育というか、「ための教育」に入る、こういうふうには解釈しております。

○高田なほ子君 まだ質問が残つておりますし、非常にこれは重要な問題でございますから、後日にこれの続きの質問を保留いたします。

○松原一彦君 私は午後は発言しないつもりでしたが、これに関連しまして、今聞いておりますと、この認識が非常にむずかしい、今のようにつつの眼鏡を以て見れば偏向になります、それを断定することによつて、それを使つたと認めらるべき者が刑罰を受けるのでありますから、その認識及びこれを請求する人々の眼鏡が大変大きい問題になると思ふのです。勿論或る政党の主張がたま／＼これに合致するという場合、純真な教育上の信念と熱意から出たものと、眼鏡によつて色付けせらるるものとが混同する場合を非常に怖れる。それによつて良心的な教育者の若き情熱が消される虞れを非常に心配しますので、私は私の体験に基

く実例を挙げて、そうして文部大臣にお考えを願ひたいのであります。今日は四時までという只今委員長からの御通告がありましたので御遠慮申し上げます。この次の機会に是非聞いて頂きたい。私は心からこれを憂うものであります。

○委員長(川村松助君) 本日はこの程度で散会いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 御異議がなければ、散会いたします。

午後三時五十九分散会